

# 第2期神石高原町国土強靱化地域計画

令和7年3月

神石高原町



## 目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
第 2 章	地域を強靱化する上での目標	5
1	本町の概況と災害履歴	5
2	想定する災害リスク	8
3	強靱化により目指すべき将来像	11
4	地域を強靱化する上での目標	12
第 3 章	リスクシナリオと強靱化施策分野	14
1	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	14
2	強靱化施策分野	16
第 4 章	脆弱性の評価	21
第 5 章	強靱化のための施策の方針	22
1	強靱化のための施策の見直しの視点	22
2	強靱化のための施策の基本的な取組方針	23
3	強靱化のための施策の方針	25
第 6 章	施策の重点化、優先順位付けの検討	65
1	施策の重点化、優先順位付けの考え方	65
2	施策の重点化、優先順位付けの検討	66
第 7 章	計画の推進方策	71
1	町民等との協働による町土の強靱化の推進	71
2	町の取組体制の強化	71
3	国、広島県、関係機関等との連携	71
4	計画の進行管理	71
5	計画の見直し	71

別紙	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	72
参考 1	用語解説	91
参考 2	計画策定の経緯等	99

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

#### <国土強靱化基本法の制定>

我が国は、地理的及び自然的な特性から多くの大規模自然災害等（注-1）による被害を受けてきたが、今後も21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されるなど大規模自然災害等が発生するおそれがあり、これらが想定される最大の規模で発生した場合、国難ともいえる状況となるおそれがあることなどが指摘されている。

このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守ることは国が果たすべき基本的な責任の一つであるとされ、大規模自然災害等に備えた国土強靱化（注-2）の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「法」という。）が制定された。

#### <国土強靱化基本計画の策定>

国においては、平成26年6月に法第10条第1項の規定に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、次の事項が示された。

- ① 国土強靱化の基本的考え方
- ② 脆弱性評価
- ③ 国土強靱化の推進方針
- ④ 計画の推進と不断の見直し

#### <法改正及び国土強靱化基本計画改定>

法改正及び国土強靱化基本計画改定の状況は次のとおりである。

##### ○平成30年12月 「国土強靱化基本計画」の変更（閣議決定）

- ・熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえた見直し
- ・重点化すべきプログラムの組み替え、追加
- ・特に緊急に実施すべき施策として実施内容等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

##### ○令和5年6月 「国土強靱化基本計画」の改正

- ・国土強靱化実施中期計画の策定に関する規定を追加（第11条の2、第12条、第16条）
- ・国土強靱化推進会議の設置に関する規定を追加（第22条の2、3）

##### ○令和5年7月 「国土強靱化基本計画」の変更（閣議決定）

- ・国土強靱化を推進する上での基本的な方針（5本柱）を掲げ、新たな施策の柱として「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」を記述

注-1：大規模自然災害等とは、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等をいう。（法第1条より。）

注-2：国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。（法第1条より。）

## ＜広島県強靱化地域計画＞

広島県においては、平成28年3月に、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針として、法第13条の規定に基づく「広島県強靱化地域計画」（計画期間：平成28年度から概ね5年間）（以下「県強靱化計画」という。）が策定された。また、令和3年3月に、主に次の様な内容で改定が行われた。

- ・国土強靱化基本計画の見直しに準拠したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の新設・変更
- ・新たな施策の追加（災害リスクの低い区域への居住誘導、避難所の感染防止対策 など）

## (2) 計画策定の趣旨

神石高原町（以下「本町」という。）においては、過去にも尊い生命が失われる災害が発生しているが、国における近年の大規模自然災害等の頻発化、激甚化、気候危機等に伴う災害リスクの高まりの中で、大規模自然災害等のリスクが年々高まっている。

また、人口減少と高齢化の進行、地域コミュニティの弱体化等に伴い、地域における災害予防の不備や災害時における避難等の応急対応、復旧・復興の遅れ等による被害の拡大が懸念されている。

本町では、これらの課題に対応し、国及び広島県における国土強靱化に係る施策と連携しながら、大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産の保護を図るとともに、当該災害等の町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化を図るため、令和2年3月に神石高原町国土強靱化地域計画（以下「現計画」という。）を策定し、地域の強靱化に向けた施策を進めている。

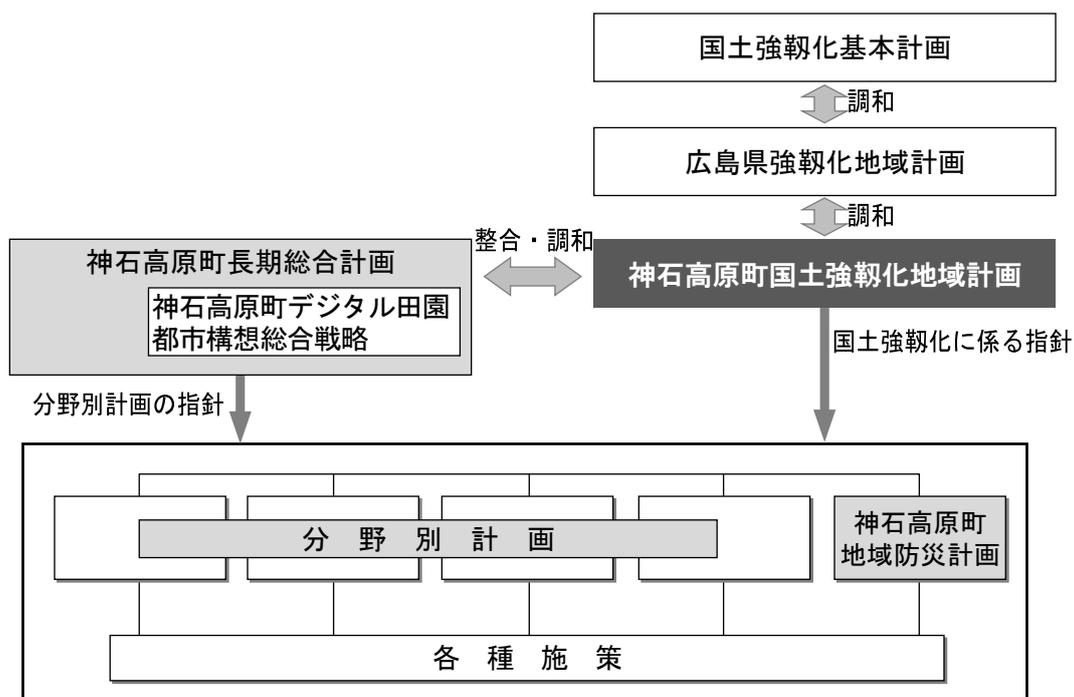
本計画は、国土強靱化に係る施策の動向や社会経済情勢の変化に対応するとともに、国土強靱化基本計画の変更（令和5年7月変更）、神石高原町第3次長期総合計画の改定（令和7年3月改定）などを受けて現計画の改定を行うもので、国、広島県などの関係機関や町民、事業者、防災関連団体等との連携を図りながら、国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための指針として定めるものである。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、法第13条に規定される本町の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として定める。

本計画は、国土強靱化基本計画（令和5年7月変更）、県強靱化計画（令和3年3月改定）、神石高原町第3次長期総合計画（令和7年3月改定）との整合・調和を図りつつ、国土強靱化に関する本町の計画等の指針として定める。

図 神石高原町国土強靱化地域計画の位置づけ



## 3 計画の期間

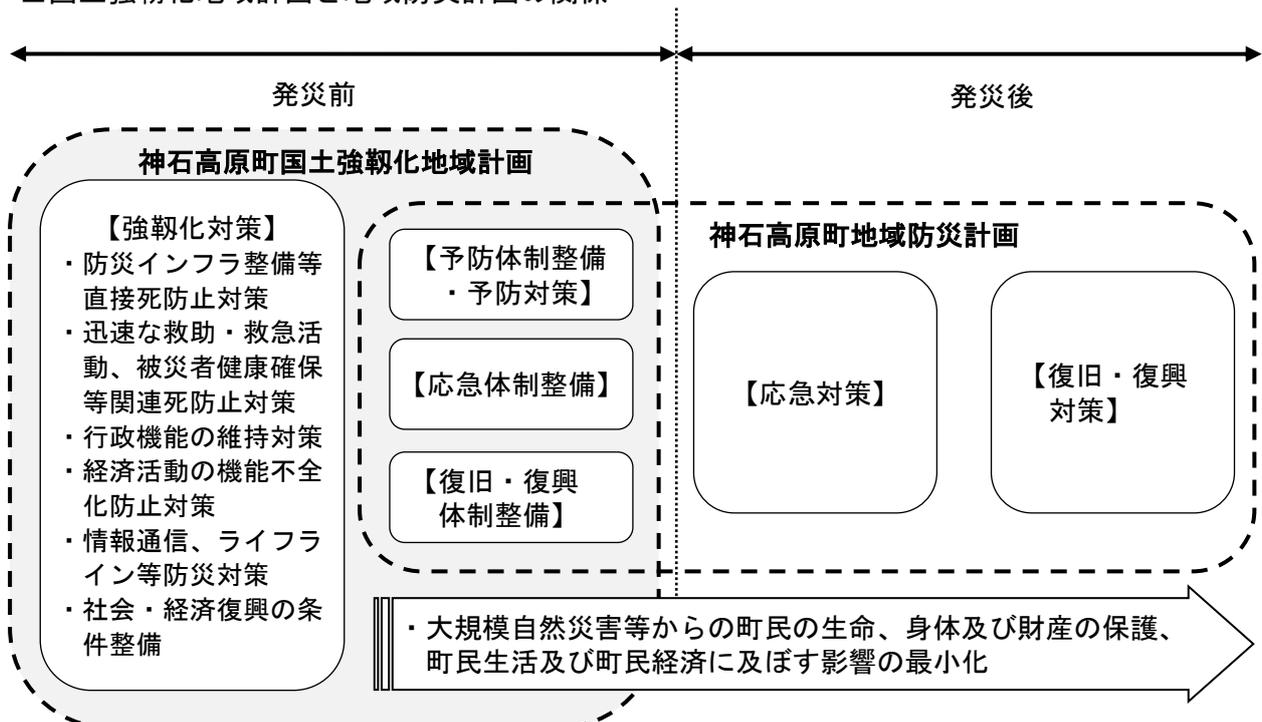
本計画の期間は、国土強靱化基本計画が概ね5年ごとに見直しを行うこととされていること、県強靱化計画の推進期間が概ね5年間とされていることなどを受けて5年間とし、神石高原町第3次長期総合計画（計画期間：令和7～16年度）の中間見直しの時期との整合に配慮し、令和7～11年度とする。

参考：国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

■ 神石高原町国土強靱化地域計画と神石高原町地域防災計画の比較

	神石高原町国土強靱化地域計画	神石高原町地域防災計画
根拠法	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（第13条）	・災害対策基本法（第42条第1項）
計画の目的	・大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化を図る。	・災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護する。
計画の趣旨・性格	・国土強靱化(注-1)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、本町の国土強靱化に関する他の計画等の指針 注-1：国土強靱化とは、事前防災及び減災、迅速な復旧復興、国際競争力の向上に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり	・防災(注-2)に係る事務又は業務の総合的かつ計画的な推進を図るための災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策その他必要な災害対策に係る計画 注-2：防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること
想定する災害	・町民生活及び町民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等	・風水害（暴風雨、豪雨、洪水、浸水、崖崩れ等）、地震災害
主な計画項目	1. 基本的事項（計画の趣旨等） 2. 地域を強靱化する上での目標 3. リスクシナリオと強靱化施策分野 4. 脆弱性の評価 5. 強靱化のための施策の方針 6. 施策の重点化、優先順位付け 7. 計画の推進方策	1. 総則（基本方針、基本理念、防災関係機関の事務又は業務の大綱等） 2. 災害予防計画 3. 災害応急対策計画 4. 災害復旧計画

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係



## 第2章 地域を強靱化する上での目標

### 1 本町の概況と災害履歴

#### (1) 本町の概況

##### ア 位置、面積

本町は、広島県の東部、福山市の北部に位置しており、福山市までの距離は約30km（本庁舎）～50km（神石支所）で、町全体の面積は、381.98km<sup>2</sup>である。

広域交通体系は、本町の中央部からやや東側に、岡山県新見市と福山市を結ぶ国道182号が縦断しており、中国自動車道、山陽自動車道へアクセスしている。

##### イ 地勢

本町は、中国山地が広島県東部で南に張り出した高原地形の中に位置しており、標高は400～500mとなっている。

主要な山岳は、北部に大行山、小行山、須子山、猪辻山、中央部に星居山、権現山、竜王山、仙養山、西部に龍王山、東部に日野山、米見山等がある。

水系は、帝釈川、成羽川など大半が一級河川高梁川水系に属し、三和地区南部の一部が同芦田川水系に、神石地区西部の一部が同江の川水系に属している。

##### ウ 地質

本町の地質（表層地質）は、流紋岩質岩石、安山岩質岩石などの火山性岩石が町域の約5割、泥岩、礫岩、石灰岩などの固結堆積物が約4割を占めている。

このうち、流紋岩質岩石は油木地区南部、三和地区北部など、安山岩質岩石は油木地区北部と豊松地区に、泥岩は神石地区に広く分布している。

また、町北部の帝釈川沿いには石灰岩質岩石が、三和地区西部には花崗岩質岩石が分布している。

##### エ 気候

本町の年平均気温は、油木観測所において11.5℃（平成26年～令和5年の10年間の平均値、以下同様）となっており、広島地方气象台（広島市）の観測値16.9℃より5.4℃低くなっている。また、夏と冬の気温の差が大きく（最高気温33.1℃、最低気温-9.6℃）、特に夏期においては、昼夜の温度差が大きい。

年間平均降水量は、油木観測所においては1,404mmであり、広島地方气象台（広島市）の観測値1,718mmより314mm少なくなっている。

## (2) 災害履歴

本町における過去の主な気象災害は、下表のとおりである。

表 過去の主な気象災害 (1/2)

年 月	原 因	災害の概要
昭和42年 7月	梅雨前線と台風7号による豪雨	梅雨前線と台風7号（上陸時は温帯低気圧）による集中豪雨により、8～9日の2日間で121mm（油木）の豪雨があり、油木地区で住家半壊1棟、一部損壊1棟の被害が生じた。
昭和45年 6月～7月	梅雨前線と台風2号による豪雨	梅雨前線の停滞と台風2号の北上に伴い、6月14～翌月18日の間で30mm/日以上を7日記録する（油木）断続的な大雨が続き、町内では、床下浸水35棟が生じた。
昭和45年 8月	台風9、10号による集中豪雨	台風9、10号に伴い、14～21日の間に、断続的な集中豪雨が続いた。14日、21日には100mm/日以上（油木）の豪雨があり、町内では、死者1名、負傷者2名、全・半壊家屋25棟、床上・床下浸水621棟の大きな被害が生じた。
昭和46年 7月	梅雨前線による豪雨	梅雨前線に伴い、16～26日の間で断続的な豪雨が続いた。22日には63mm（油木）の豪雨があり、油木地区で負傷者3名が生じた。
昭和47年 7月	梅雨前線による豪雨	梅雨前線の停滞と低気圧の通過に伴い、県北を中心に7月9～14日の間に集中豪雨が断続的に続き、県内で死者・行方不明者が39名に達するなど大きな災害を生じた。（昭和47年7月豪雨災害） 町内では、11～12日を中心に550～650mm前後の集中豪雨があり、神石地区で死者2名、全・半壊家屋52棟、床上・床下浸水129棟が生じたのをはじめ、各地区で大きな被害が生じた。
昭和51年 9月	台風17号と前線による豪雨	台風17号の通過に伴う豪雨により、8～12日の5日間で435mm（油木）の豪雨があり、豊松地区で床下浸水5棟が生じた。
昭和55年 5月	低気圧と前線による豪雨	低気圧の通過と前線の活動の活発化に伴い、21日に91mm/日、23mm/時（油木）の豪雨があり、油木地区で死者1名、豊松地区で床下浸水1棟を生じた。
昭和55年 8月	低気圧と前線による豪雨	低気圧の通過と前線の活動の活発化に伴い、29～31日の3日間で207mm、31日に33mm/時（油木）の豪雨があり、神石地区で全壊家屋1棟、町内で床下浸水60棟を生じた。
昭和57年 9月	台風19号	台風19号により、24～25日の2日間で127mm、25日に21mm/時（油木）の豪雨があり、神石地区で床下浸水2棟を生じた。
昭和58年 7月	梅雨前線による豪雨	梅雨前線が活発に活動し、県北部を中心に大雨となった。 21、23日には75mm/日以上、23日には20mm/時（油木）の豪雨があり、町内で床下浸水12棟を生じた。
平成元年 7月	梅雨前線による豪雨	山陰地方まで南下してきた梅雨前線が中国地方に停滞し、活動の活発化により大雨となった。 町内では12～13日の2日間で117mm、12日には36mm/時（油木）の大雨があり、床下浸水7棟が生じた。
平成3年 9月	台風19号	台風19号が大型で非常に強い勢力を保ったまま中国地方全域を暴風圏に巻き込み30mm/時以上（広島）の強い雨が降り、県北西部では総雨量100mmを超えた。 町内では、27日に最大風速14m/秒の強風により、油木地区で全・半壊家屋2棟、町内で一部破損家屋305棟と大きな被害が生じた。

表 過去の主な気象災害 (2/2)

年 月	原 因	災害の概要
平成9年 8月	寒冷前線等による豪雨	山陰沿岸の前線が南下し北部を中心に豪雨があった。5日に111mm/日、42mm/時(油木)の豪雨があり、三和地区で床下浸水2棟が生じた。
平成22年 7月	梅雨前線による豪雨	6月中旬から7月中旬にかけて梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発になった。 町内では、11日～14日の4日間で253mm、14日には124mm(小島)の大雨が降り、油木地区で地滑りが発生するなどし、10世帯17名が自主避難した。町内では一部破損家屋10棟の被害が生じた。
平成23年 8月	大雨	南からの暖かく湿った空気により大気の状態が不安定になり、北部を中心に激しい雨となった。 町内では、半壊家屋1棟、床下浸水1棟の被害が生じた。
平成25年 6月	梅雨前線による大雨	日本海から梅雨前線が中国地方を南下、停滞し大雨となった。 町内では、19日に101mm/日(油木)の雨が降った。
平成25年 9月	秋雨前線による大雨	日本海に停滞していた前線が南下し、台風第15号から変化した低気圧が前線上を北東に進み、大雨となった。 町内では、4日に115mm/日(油木)の雨が降り、4名が避難した。
平成27年 7月	梅雨前線による大雨	中国地方に停滞する梅雨前線により、県内では、9日夕方から夜にかけて大雨となった。 町内では、町道の路肩が崩壊し通行止めとなったほか、畑の土砂がくずれ1haが流出する被害が生じた。
平成30年 7月	前線と台風の影響による豪雨	6月下旬～7月始めの前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。 町内では、7月5日～8日の4日間で404mm、6日には199mm(いずれも油木)の大雨が降り、3河川(父賀川、小田川、阿下川)が越水、ため池が7か所損壊(堤体の一部崩壊、法面陥没等)したほか、土石流が5か所で発生した。 また、半壊家屋4棟、一部損壊家屋15棟の被害が生じた。 この豪雨で最大248名が避難した。
令和2年 7月	梅雨前線による大雨	西日本に停滞していた梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、広い範囲で大雨となった。 町内では、一部損壊家屋1棟の被害が生じた。
令和3年 7月	梅雨前線による大雨	朝鮮半島から山陰沖を通して東日本にのびた梅雨前線が停滞、さらに、この前線に向かって南から暖かく湿った空気が次々と流れ込んだことにより大気の状態が不安定となり、記録的な大雨となった。 町内では、土砂崩れ1件が発生した。
令和4年 9月	台風14号	台風14号は大型で非常に強い勢力で九州を縦断し、その後、進路を東寄りに変え、中国地方から日本海を進んだ。台風を取り巻く発達した雨雲により、県内では非常に激しい雨が降った所があった。 町内では、207戸で停電が発生した。

注：神石高原町地域防災計画(令和5年9月修正)、令和4年の災害状況(広島県)による。

## 2 想定する災害リスク

### (1) 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、本町の特性、過去の災害履歴等を踏まえ、次のとおりとする。  
(脚注参照)

#### ■対象とする自然災害

- 台風や豪雨等による風水害
  - ・洪水による浸水
  - ・大雨による土石流・がけ崩れ等
- 大規模地震による災害

### (2) 想定する災害リスク

#### ア 風水害による災害の想定

風水害による災害は、平成26年8月19日～20日に広島市で発生した豪雨、平成3年9月の台風19号などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、がけ崩れ、家屋の倒壊等の災害を想定する。

#### ■気象の目安

	目 安	備 考
時間最大雨量	120 mm	平成26年8月豪雨(広島市安佐北区)と同程度
日最大雨量	300 mm	同上(24時間累計雨量)
瞬間最大風速	60 m/秒	平成3年9月台風19号と同程度

#### イ 大規模地震による被害の想定

本町の地震防災対策を的確に実施する上での基礎資料とするとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25年10月 広島県)(以下「県被害想定調査」という。)を利用して、本町において想定されている被害の状況を整理する。

### (ア) 大規模地震の想定

被害想定を行う上での想定地震は、県被害想定調査に基づき、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を想定した。

想定地震の諸元及び想定地震の位置を次に示す。

(どこでも起こりうる直下の地震については、鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震が発生しており、今後、どの地域においても、直下の地震が発生する可能性は否定できないことから、役場所在地に震源位置を仮定し、被害想定を実施したものである。)

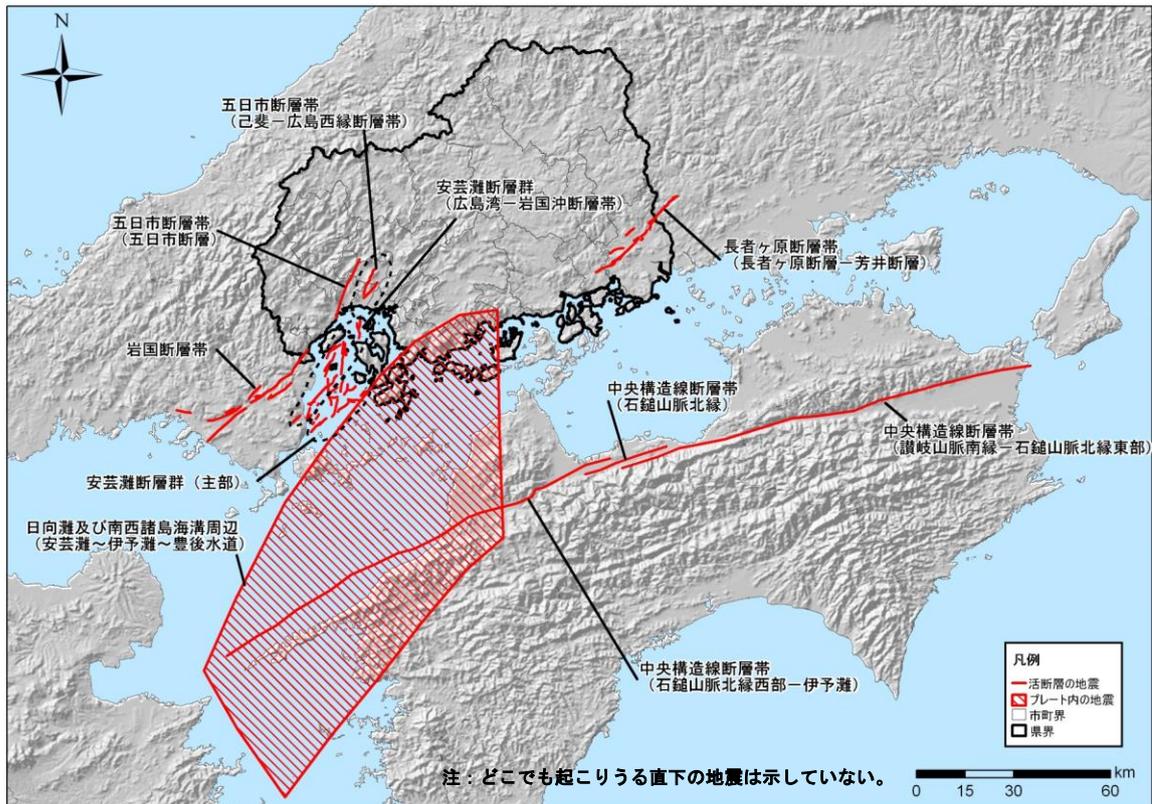
脚注：計画の対象とする災害について

- ・国土強靱化基本計画では、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとして、感染症等によるパンデミック、原子力災害等も想定されるが、南海トラフ地震等が近い将来に発生する可能性が高まっていること、気候変動の影響等による水災害等が多発していること等を踏まえて、大規模な自然災害等を中心として発生する災害が対象とされており、本計画においても、自然災害を対象として災害リスクを想定する。

■ 想定地震の諸元

想定地震	長さ (km)	幅 (km)	上端深 さ (km)	マグニチュード M	今後30年以内の 発生確率
南海トラフ巨大地震	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	約130	20-30	0	8.0程度もしくは それ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁	約 30	不明	0	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	約130	不明	0	8.0程度もしくは それ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	約 20	約 25	0	7.0程度	不明
己斐～広島西縁断層帯 (M6.9)	約 10	不明	0	6.5程度	不明
岩国断層帯	約 44	20程度	0	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群 (主部)	約 21	不明	0	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群 (広島湾～岩国冲断層帯)	約 37	不明	0	7.4程度	不明
長者ヶ原断層～芳井断層	約 37	-	-	7.4	-
どこでも起こりうる直下の地震	-	-	-	6.9	-

注：県被害想定調査



想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

これらの想定地震のうち、本町における被害が最も大きいと想定されている地震は、どこでも起こりうる直下の地震（神石高原町直下の地震）で、これを除き、既に明らかになっている断層等を震源とする地震では、南海トラフ巨大地震である。

県被害想定調査では、神石高原町直下の地震による本町の最大震度は6強、南海トラフ巨大地震は5弱～5強と想定されている。

#### (イ) 大規模地震による被害の想定

県被害想定調査では、南海トラフ巨大地震及びどこでも起こりうる直下の地震（神石高原町直下の地震）による本町の人的・物的被害が、次のように想定されている。

表 人的・物的被害の想定

	建物被害（棟）			人的被害（人）			ライフライン被害		
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者	負傷者	要救助者	断水人口（人）	下水支障人口（人）	停電軒数（軒）
南海トラフ巨大地震	91	228	0	0	12	0	93	408	0
神石高原町直下の地震	280	1,694	0	16	350	15	1,097	567	2,906

注-1：県被害想定調査による。

-2：想定条件は、被害の最も大きくなる場合とし、建物被害、人的被害は冬深夜、風速11m/s、ライフライン被害は冬18時、風速11m/sとした。

### 3 強靱化により目指すべき将来像

本町は、神石高原町第3次長期総合計画において、将来像として『人と自然が輝く高原のまち』を掲げ、住民と行政との協働・補完により、地域の様々な資源を活かし、個性的で活力のあるまちを実現するため、6つの基本政策を示している。

#### ■将来像と基本政策

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 【将来像】  | 『人と自然が輝く高原のまち』             |
| 【基本政策】 | ① 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり |
|        | ② 福祉が充実した安心して暮らせるまちづくり     |
|        | ③ 自然と歴史を生かした文化的なまちづくり      |
|        | ④ 地域の資源を生かした活力あるまちづくり      |
|        | ⑤ 生活基盤の整った一体感あふれるまちづくり     |
|        | ⑥ 未来を見据えた持続可能なまちづくり        |

今後、大規模自然災害等が発生した場合に、町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活及び町民経済を守るため、町土の強靱化を図ることは、まちづくりを進めていく上で基礎的かつ不可欠な取組であり、次のような強靱化により目指すべき将来像を掲げ、町民との協働・補完により町土の強靱化に向けた不断の取組を進める。

#### ■強靱化により目指すべき将来像

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 【将来像】 | 「災害に強い高原のまち」                |
|       | －町民と町との協働・補完による防災・減災のまちづくり－ |

## 4 地域を強靱化する上での目標

### (1) 基本目標

本町の強靱化を推進する上での基本目標として、国土強靱化基本計画、県強靱化計画を受けて、次の4項目を定める。(注-1)

#### ■地域を強靱化する上での基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### (2) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標として、国土強靱化基本計画を受けて、次の6項目を定める。(注-2)

#### ■事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

注-1：地域を強靱化する上での目標については、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）（令和5年10月 内閣官房国土強靱化推進室）（以下「国の指針」という。）において、「国の目標や市町村においては県の地域計画で定められた目標を参考にしつつ、「目指すべき将来の地域の姿」を実現する上で必要となる独自の目標を具体的に定めることが重要である。」とされている。一方、独自の基本目標等を設定している市区町村は1,696団体中342団体（20%）とされている。

-2：国土強靱化基本計画は令和5年7月に変更されたが、県強靱化計画は令和3年3月改定以降改定されておらず（令和6年6月時点）、両計画の目標の記述が整合していないため、本計画では国土強靱化基本計画の記述を受けることとした。

参考 地域を強靱化する上での目標の改定

■地域を強靱化する上での基本目標

現計画	改定案
① 人命の保護が最大限図られること	① 人命の保護が最大限図られること
② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興に資すること	④ 迅速な復旧復興

■事前に備えるべき目標

現計画	改定案
① 直接死を最大限防ぐ	① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	③ 必要不可欠な行政機能を確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	④ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	

### 第3章 リスクシナリオと強靱化施策分野

#### 1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国土強靱化基本計画（35のリスクシナリオを設定）、県強靱化計画（39のリスクシナリオを設定）を参考にするとともに、本町の実情を踏まえて、32の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

（「参考表 国土強靱化基本計画の変更を受けたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の見直し」参照（19・20頁））

表 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う建物密集等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	異常気象等による河川の氾濫等に伴う集落等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による防災能力の脆弱化に伴うものを含む）
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	1-6	豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生
	1-7	避難情報の伝達や避難行動の遅れ、避難行動要支援者に対する支援の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-3	不衛生なトイレなど劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・生活用水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下
	4-5	動物保護施設の被災による大量の動物の脱走に伴う町民生活・社会経済活動への甚大な影響
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設、汚水処理施設、ゴミ処理施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響

## 2 強靱化施策分野

脆弱性の評価を行う施策分野は、国土強靱化基本計画、県強靱化計画を参考にするとともに、本町の実情を考慮しながら、次の8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】	【横断的分野】
① 行政機能：行政、警察、消防等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・地域	② 老朽化対策
③ 健康・医療・福祉	③ 地域との協働
④ 情報通信	④ デジタル活用
⑤ 産業	
⑥ 交通・物流	
⑦ 町土保全・土地利用	
⑧ 環境	

表 施策分野の設定

施策分野	検討の視点	主な担当課	
個別施策分野	① 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP）の実効性の向上</li> <li>・防災拠点等の確保、情報収集・提供の高度化</li> <li>・消防の活動拠点施設の耐災害性の強化、装備資機材や通信手段の整備・高度化</li> <li>・人材育成、地方公共団体間及び関係機関等との相互補完・連携体制の構築</li> <li>・消防団の充実強化 等</li> </ul>	総務課 政策企画課 未来創造課 建設課 教育課
	② 住宅・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災対策、耐震化、避難地・避難路の整備</li> <li>・ライフラインの管路や施設の耐震化等</li> <li>・避難施設、救助機関の活動拠点、仮設住宅の用地確保</li> <li>・一時滞在施設や避難所の防災機能の強化</li> <li>・交通施設、通学路等の耐災害性の向上 等</li> </ul>	総務課 健康衛生課 建設課 教育課
	③ 健康・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉・介護施設の防災・減災機能の強化</li> <li>・医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築</li> <li>・医療機関と交通・物流関係者の連携強化</li> <li>・災害弱者に対する支援のための広域的な福祉支援ネットワークの構築 等</li> </ul>	総務課 福祉課 健康衛生課 子育て応援課
	④ 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地理空間情報等を活用した官・民の災害関連情報の多様な収集手段の確保</li> <li>・公共情報コモンズや公衆無線LAN等の多様な情報提供手段の確保</li> <li>・非常時の情報伝達手段の確保に係る官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等の検討 等</li> </ul>	総務課 政策企画課 未来創造課
	⑤ 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業設備の耐災害性の向上のための取組の促進</li> <li>・企業における非常用電源設備の確保の促進</li> <li>・各企業の個別BCP/BCMの構築、グループ・業界のBCP/BCMの構築 等</li> </ul>	総務課 産業課 建設課
	⑥ 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通・物流施設の耐災害性の向上</li> <li>・代替輸送ルート確保</li> <li>・交通事業者間の連携強化 等</li> </ul>	総務課 建設課
	⑦ 町土保全・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理、砂防、治山施設等のハード対策と情報伝達等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策の実施</li> <li>・町土保全を担う人材の確保・育成等の体制整備の推進</li> <li>・施設の被害防止、土地利用規制・誘導による安全な地域づくり 等</li> </ul>	総務課 住民課 産業課 建設課
	⑧ 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の迅速・適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築</li> <li>・汚水の適正処理を実施する体制の構築</li> <li>・有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等</li> <li>・国土保全施設の整備等における環境との調和 等</li> </ul>	健康衛生課
横断的分野	① リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、住民、研究者等の間でのリスクコミュニケーション</li> <li>・関係者による自発的な取組の双方向のコミュニケーションによる促進</li> <li>・災害時における実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成の支援 等</li> </ul>	-
	② 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施</li> <li>・メンテナンスサイクルの構築 等</li> </ul>	-
	③ 地域との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの確保・育成等による体制整備の推進</li> <li>・自主防災組織の活動等を通じた地域における防災力の強化</li> <li>・避難生活における災害関連死の最大限防止</li> <li>・地域一体となった人とコミュニティのレジリエンス（回復力）の向上</li> <li>・地元企業やNPO等の多様な町民セクターの参画による地域防災力の向上</li> <li>・男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進 等</li> </ul>	-
	④ デジタル活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有（ドローン等の活用）</li> <li>・災害時における個人確認の迅速化・高度化 等</li> </ul>	-



参考表 国土強靱化基本計画の変更を受けたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の見直し

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）		第2期神石高原町国土強靱化地域計画	
事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） （35ケース）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） （32ケース）	備考
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・現計画の1-1を1-1と1-2に分ける。
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	1-2 地震に伴う建物密集等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・密集市街地等→建物密集地等
	1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生		・非該当
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	1-3 異常気象等による河川の氾濫等に伴う集落等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による防災能力の脆弱化に伴うものを含む）	・「異常気象等」は県計画を受ける。 ・広域的、長期的浸水は想定しにくい
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	
	1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生		・「火山噴火」は県計画に合わせて記述しない
	1-7 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
		1-6 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生	・神石高原町の特性として記載
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・「海保」は削除
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	・「医療・福祉施設」は県計画を受けて記載
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	2-3 不衛生なトイレなど劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-4 被災地での食料・飲料水・生活用水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
	3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全		・非該当
	3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の減失等による機能の大幅な低下	
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	・県計画を受けて記載
	4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		・非該当 ・現計画の観光・交流施設は除外
	4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響		・非該当
	4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		・県計画を受け、対象外とする
	4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響	
	4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下	
		4-5 動物保護施設の被災による大量の動物の脱走に伴う町民生活・社会経済活動への甚大な影響	・追加／大量の動物が脱走した場合を想定
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5-4 上下水道施設、汚水処理施設、ゴミ処理施設等の長期間にわたる機能の停止	・汚水処理施設、ゴミ処理施設を追加記載
	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5-5 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	・県計画を参考に記載
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響	

## 第4章 脆弱性の評価

脆弱性の評価は、次のような手順で行った。

- ① 現計画における37のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの施策を第3章－1で設定した32のリスクシナリオに組み替える。
- ② 32のリスクシナリオごとに、国土強靱化基本計画、県強靱化計画などを受けて新たな施策を抽出する。
- ③ ①及び②で抽出・整理した施策について、取組状況等を整理した上で、脆弱性について評価する。

評価結果は、別紙「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」に整理した。（72～90頁参照）

## 第5章 強靱化のための施策の方針

### 1 強靱化のための施策の見直しの視点

強靱化のための施策の方針については、現計画の取組状況の検証結果、国土強靱化基本計画の変更、町土の強靱化に係る町内の防災関連団体の意見聴取結果などを踏まえ、次のような視点から現計画の見直しを行った。

#### <現計画の取組状況の検証結果から>

- 防災インフラの整備、機能強化（道の駅さんわ182ステーション など）
- 災害時における連携体制の構築（広域連携、医療、燃料確保、緊急輸送 など）
- 災害時におけるライフラインの確保（水道施設 など）
- 災害時の多様な情報提供方法の確保（SNSによる情報発信 など）
- 避難行動要支援者の支援の強化（名簿の充実、個別避難計画の策定、避難訓練 など）
- 避難所の防災機能・運営体制等の強化（施設・備品の充実、避難所開設・運営訓練）
- 自主防災組織など地域における取組体制の強化（防災訓練、避難支援、学校の取組 など）
- 迅速な復旧・復興の体制づくり（防災インフラ復旧、担い手の確保 など）

#### <国土強靱化基本計画の変更から>

- 近年の災害からの知見
  - ・災害関連死に関する対策
  - ・コロナ禍における自然災害対応
- デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
  - ・被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有（ドローン等の活用）
  - ・災害時における個人確認の迅速化・高度化 など
- 地域における防災力の一層の強化
  - ・避難生活における災害関連死の最大限防止
  - ・地域一体となった人とコミュニティのレジリエンス（回復力）の向上
  - ・地元企業やNPO法人等の多様な町民セクターの参画による地域防災力の向上
  - ・男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進 など

#### <町内の防災関連団体の意見聴取結果から>

- 自主防災組織の活動の充実と体制の強化
  - ・自主防災組織の活動の充実（意識啓発、避難支援訓練、活動の支援 など）
  - ・自主防災組織相互の連携 など
- 災害関連死を防ぐための対策
  - ・避難所、在宅避難者への支援（生活環境確保のための備蓄、支援団体の育成 など）
  - ・要介護者の避難生活、見守りの支援体制の確保
- 神石高原町の実情（高齢化、分散集落など）を踏まえた支援体制の構築
- 迅速な復旧・復興の条件整備
  - ・周辺市町村、県との事前の相互支援関係の構築
  - ・大規模災害が発生した後を想定した事前復興計画の策定 など

※意見聴取した団体：神石高原町自主防災組織連絡協議会  
認定特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン  
特定非営利活動法人n i n a 神石高原

## 2 強靱化のための施策の基本的な取組方針

本町における災害リスクや脆弱性の特性を踏まえ、町土の強靱化を効果的に進めるため、国土強靱化基本計画による国土強靱化政策の展開方向（参考参照）との整合を図りながら、計画期間中における強靱化のための施策の基本的な取組方針を次のとおりとする。

### (1) 町民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、町土や地域の持続性を脅かす危機に備え、町民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

#### <取組事項>

- ・被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
- ・予防保全型メンテナンスへの転換など防災インフラ施設の老朽化対策
- ・建設、医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成 など

### (2) 災害時における迅速・円滑な避難誘導と救助・救援体制の構築（\*）（注）

災害時における避難誘導や発災後の救助・救援活動を迅速かつ円滑に行うことができるよう、地方公共団体及び民間との連携体制や避難誘導體制を強化する。

#### <取組事項>

- ・官民の連携体制の構築（広域連携、医療、燃料確保、緊急輸送など）
- ・SNSの活用など災害時における多様な情報提供方法の確保
- ・個別避難計画の策定などによる避難行動要支援者の支援の強化
- ・避難所の防災機能・運営体制等の強化 など

### (3) 災害関連死の防止（\*）

避難所における良好な生活環境の確保と避難者の心身のケアを進めるとともに、在宅避難者、孤立集落の住民等の在宅生活の支援等を通じて、災害関連死を最大限防止する。

#### <取組事項>

- ・避難所における良好な生活環境の確保、避難者の心身のケア
- ・在宅避難者、孤立集落の生活の支援
- ・要介護者の避難生活の支援 など

#### 参考 国土強靱化基本計画における国土強靱化政策の展開方向

国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）においては、国土強靱化政策の展開方向として次の5項目が示されている。

- (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- (5) 地域における防災力の一層の強化

注：（\*）は、神石高原町の特性を考慮して設定した事項

#### (4) 生活や経済活動を支えるライフラインの強靱化

自然災害発生時においても交通、通信、エネルギー等の機能が安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

##### <取組事項>

- ・孤立集落の発生を回避する道路ネットワークの形成
- ・道路ネットワークと一体となって機能する防災拠点等の整備
- ・予防保全型メンテナンスへの転換などライフライン施設の老朽化対策
- ・エネルギー、食料、飲料水、生活用水等の安定供給 など

#### (5) デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化

デジタルが持つ地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する。

##### <取組事項>

- ・河川の氾濫、土砂災害、地震、豪雪等に関する防災情報のデジタルデータ化と共有
- ・被災者の救援・救護や住民との情報共有におけるデジタル（ドローン等）の活用
- ・災害時における個人確認の迅速化、高度化 など

#### (6) 災害時における官民連携強化

地域が直面する災害リスクに対応するため、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

##### <取組事項>

- ・企業・団体における事業継続計画（BCP）策定、防災教育等の取組の促進
- ・地域住民、地域自治組織、NPO法人等による自助・共助の取組の支援 など

#### (7) 地域における防災力の一層の強化

人口減少、少子高齢化の加速等の地域の持続性を脅かす危機に対応し、あらゆる人々が安心して暮らし続けることのできるよう、地域における防災力の一層の強化を図る。

##### <取組事項>

- ・地域一体となった人とコミュニティのレジリエンス（回復力）の向上
- ・自主防災組織の活動の充実と体制の強化（\*）
- ・地元企業やNPO法人等の多様な町民セクターの参画による地域防災力の向上
- ・男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
- ・外国人も含めた格差のない情報発信・伝達 など

#### (8) 円滑な災害復旧・復興のための準備（\*）

大規模災害発災後に復旧・復興が円滑に進むよう、復旧・復興の体制づくりと条件整備、地域における事前復興まちづくりの取組などを進める。

##### <取組事項>

- ・復旧・復興の体制づくり（担い手の確保、県・周辺市町等との相互支援体制 など）
- ・復旧・復興の条件整備（災害廃棄物処理、土地・建物の管理の適正化 など）
- ・地域における事前復興まちづくりの取組 など

### 3 強靱化のための施策の方針

**【目標1】 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ**

**【リスクシナリオ1-1】**  
大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

#### (1) 住宅・建築物等の耐震化

##### ア 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

- ・大規模地震発生時に倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や防災業務の中心となる建築物について、耐震化を促進する。
- ・住宅の耐震化は、被災地における食料、トイレ、感染症対策などの問題につながる根幹的課題であり、耐震性に問題のある住宅の耐震化を促進する。
- ・広島県、町及び関係団体等が連携して、町民への耐震化に関する分かりやすい情報提供、耐震診断の支援等を行い、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。
- ・地震発生時における住宅の倒壊等による人的被害や避難者数の低減を図るため、耐震シエルトの導入を検討する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅所有者等に対する耐震化に関する分かりやすい情報提供と意識啓発</li> <li>○防災士との連携による住民の耐震化等の取組の促進</li> <li>○設計者等に対する耐震改修事例等の情報提供、耐震改修工法の普及</li> <li>○神石高原町木造住宅耐震診断事業</li> <li>○神石高原町住宅耐震化促進支援事業</li> </ul>	住宅・地域	総務課 建設課

##### 【目標指標】

指標	現状	目標
多数の者が利用する建築物の耐震化率	84.6% (R 3)	96.0% (R 8)
住宅の耐震化率	71.2% (R 3)	73.8% (R 8)

注：現状及び目標の（ ）内は年度。（以下同様）

##### イ 学校施設の耐震化等

- ・大規模地震時に防災業務等の中心となる建築物に位置づけられている学校施設について、非構造部材の耐震化を推進する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○豊松小体育館等の非構造部材の耐震化	行政機能	教育課

##### 【目標指標】

指標	現状	目標
学校の非構造部材の耐震化	4棟 (R 5)	5棟 (R 11)

ウ 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- ・広島県や関係団体等と連携し、耐震診断・改修を担う技術者・施工業者を養成するための講習会の開催、耐震改修の有益な情報の共有化の取組を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○技術者・施工業者養成のための相談窓口の設置	住宅・地域	建設課

エ 家具固定の促進

- ・町ホームページ、広報等の活用、防災士との連携等により、家具の転倒防止策の必要性を周知する。
- ・広島県等と連携し、防災教室、出前講座、防災イベント等を通じて家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定の促進を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○耐震化の取組状況の定期的な把握（家具固定率等） ○防災士との連携による住民の耐震化等の取組の促進（再掲） ○広島県などの関係機関と連携した学習機会の提供、普及・啓発	住宅・地域、 地域との協働	総務課 建設課

【目標指標】

指標	現状	目標
家具固定率	39% (H29)	70% (R11)

オ 大規模盛土造成地の耐震化の推進

- ・広島県と連携して、変動予測調査を推進するなど、必要に応じて、大規模盛土造成地の土地所有者等が滑動崩落防止工事などを実施することを促進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○改修工事を行う者に対する耐震改修に関する情報提供	町土保全・土地利用	建設課

(2) 建築物等の老朽化対策

ア 公共施設の再編・整備等

- ・災害時の倒壊等による危害を防ぐため、計画的な予防保全、中長期的な視点に立った維持管理により、施設の長寿命化を進める。
- ・老朽化が進み、安全性が確保できない施設は、統廃合を含めた施設管理のあり方を検討する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○公共施設の再編・長寿命化	行政機能、 老朽化対策	総務課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
公共施設数	315施設 (R 5)	3%削減 306施設 (R 8)

**イ 学校施設の老朽化対策**

- ・学校施設は、災害時における防災拠点、避難所としての役割を担っており、老朽化が進む施設について、建替えや大規模改修を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○小中学校体育館の避難所等としての機能維持	行政機能、 老朽化対策	教育課

**ウ 保育所の整備**

- ・災害時の倒壊等による危害を防ぐため、老朽化した保育所について、計画的な建替え、修繕を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○老朽化した保育所の建替え、修繕	健康・医療・福祉、 老朽化対策	子育て応援課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
建替・改修施設数	3施設 (R 5)	5施設 (R11)

**エ 老朽空き家対策**

- ・管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対し、空き家解体のための支援や適正管理の啓発などを図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○空家等実態調査 ○所有者に対する支援策の紹介、適正管理の啓発 ○神石高原町空家解体撤去事業	住宅・地域、 老朽化対策	建設課

**(3) 既存建築物等の安全対策**

**ア ブロック塀対策**

- ・広島県と連携し、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止の取組を推進する。
- ・広島県、地域住民等と連携して、通学路沿いなどのパトロールを行い、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県、地域住民等と連携した通学路等の危険箇所の点検、指導 ○広島県との情報相互連携	住宅・地域	建設課 教育課

**【リスクシナリオ1-2】**

地震に伴う建物密集等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

**(1) 大規模火災防止対策**

**ア 火災発生・延焼防止対策**

- ・住宅密集地については、感震ブレーカーの設置、住宅の耐震化の促進、老朽空き家の解消などを通じて、火災発生と延焼の危険性を低減する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○耐震化の取組状況の定期的な把握（再掲）（感震ブレーカー設置率等） ○防災士との連携による住民の耐震化等の取組の促進（再掲） ○神石高原町木造住宅耐震診断事業（再掲） ○神石高原町住宅耐震化促進支援事業（再掲） ○神石高原町空家解体撤去事業（再掲）	住宅・地域	総務課 建設課

**イ 大規模火災に対する地域防災力の向上**

- ・住宅密集地における地震火災時の被害を軽減するため、地域住民等による防災マップの作成、消火・避難訓練などの主体的な取組を支援する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織等の活動の支援	住宅・地域、 地域との協働	総務課

**(2) 消防団の充実・強化**

**ア 消防団の充実・強化**

- ・消防団員の確保、消防団活動に対する事業者等の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成などにより、消防団組織の充実・強化に努める。
- ・広域消防組合、警察、自主防災組織など関係機関と連携した活動を促進する。
- ・団員の安全を確保するための安全管理マニュアルの整備に努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○消防団の団員確保に向けた取組の支援 ○消防団安全管理マニュアル（仮称）の整備	行政機能 （消防）	総務課

## イ 消防設備等の充実・強化

- ・消防力の強化に向け、消防団におけるポンプ自動車の更新、耐震性防火水槽の設置を行う。
- ・老朽化したヘルメットの更新等、消防団活動に対する安全対策に努める。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○消防ポンプ自動車の更新 ○耐震性防火水槽の設置 ○消防団装備、資機材等の整備	行政機能（消防）	総務課

### 【リスクシナリオ1-3】

異常気象等による河川の氾濫等に伴う集落等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による防災能力の脆弱化に伴うものを含む）

## (1) 流域治水対策

- ・気候変動による降雨量の増大等による洪水等に対処するため、流域の関係府省庁、地方公共団体等との緊密な連携・協力の下に、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を進める。

【施策分野：町土保全・土地利用／担当課：建設課、健康衛生課】

## (2) 豪雨災害等に強いインフラ整備

### ア 河川対策

- ・大規模災害等に対応するため、町単独では対応できない河川改修事業等について、国、県による事業を促進する。
- ・「ひろしま川づくり実施計画」に基づいて、河川改修事業等を促進する。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による河川改修の促進	町土保全・土地利用	建設課

### イ ダム対策

- ・ダム管理者（中国電力(株)）によるダムの適切な維持・管理、計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- ・豪雨等の災害時における貯水量の適切な管理等により災害を防止するため、広島県、ダム管理者（中国電力(株)）と緊密に連携しながら、対応体制を構築する。

【施策分野：町土保全・土地利用／担当課：総務課、建設課】

### ウ ため池対策

- ・町WEB版ハザードマップ「ため池に関するマップ」による住民への危険箇所の周知等を図る。
- ・ため池台帳の整備・更新により利用実態や管理者を把握し、管理者に対するきめ細かな情報提供を行うとともに、適切な維持管理に向けた啓発、指導を行う。

- ・ため池からの漏水や堤体の浸食など、危険な状態にある老朽ため池の補修・改修を実施する。
- ・広島県のため池耐震診断で「健全度が低い」と判定されたため池について、必要な耐震対策等を実施する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○ため池台帳の整備・更新 ○ため池の補修・改修	産業	建設課

**エ 通学路等の整備**

- ・通学路の安全対策が早急に進むよう、広島県、関係機関との連携を密にし、効率的・効果的な整備・改良を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による通学路等の整備	住宅・地域	建設課 教育課

**(3) 河川防災情報の提供等**

- ・住民が洪水における危険箇所等を知り、洪水時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」の普及・拡大を推進する。
- ・広島県と連携し、水害に対する危機意識を醸成するため、小・中学校を対象に、まちごとまちごとハザードマップ（洪水標識の設置）などの取組を進める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○かがやきネットインターネット加入の推進 ○かがやきネット・スマートフォンを活用した「洪水ポータルひろしま」の普及 ○広島県との連携による水害リスク情報の充実・強化	行政機能	総務課 政策企画課 未来創造課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
かがやきネットインターネットプラン契約率	38.2% (R 5)	42% (R 11)

**(4) 気候変動への適応**

- ・地球温暖化等の気候変動に起因する影響による災害その他の被害の防止又は軽減を図るため、気候変動適応を計画的に推進する。
- ・「気候変動×防災」戦略に基づいて、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○地域気候変動適応計画の策定 ○「気候変動×防災」戦略に基づく気候変動対策の実施	町土保全・土地利用	健康衛生課

【目標指標】

指標	現状	目標
地域気候変動適応計画の策定	未策定 (R 6)	策定 (R11)

【リスクシナリオ1-4】

大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害等に強いインフラ整備

ア 土砂災害対策

- ・広島県「ひろしま砂防アクションプラン」に基づき、国、広島県と連携を図りながら、防災拠点やインフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に進め、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・山地災害に伴う人的被害の発生を防ぐため、広島県と連携し、山地災害の発生のおそれの高い箇所を把握し、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による急傾斜地対策の推進 ○土砂災害防止のための住民の意識啓発 ○広島県との連携強化による治山施設等の整備の促進	町土保全・土地利用	建設課

イ がけ地近接危険住宅の移転

- ・神石高原町がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転等について、引き続き、住民の自助の取組を支援する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○神石高原町がけ地近接等危険住宅移転事業	行政機能、 リスクコミュニケーション、地域との協働	建設課

(2) 土砂災害等防災情報の提供

- ・広島県の防災情報等を踏まえたハザードマップの更新を進め、住民への危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備に取り組む。
- ・町ホームページや広報等を活用して「土砂災害ポータルひろしま」の普及拡大を図る。
- ・広島県と連携して、土砂災害警戒区域等を示したリスク情報標識を設置するなど、災害リスク情報を提供する取組を進める。
- ・山地災害の防止に向けて、住民の適切な避難実施に必要な情報の提供等を行うため、ハザードマップの作成に取り組む。
- ・山地災害に関する危険度情報を提供する「広島県山地災害危険地区情報システム」の普

及・拡大を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○ハザードマップの更新 ○自主防災組織等への危険箇所の周知	行政機能、 リスクコミュニケーション、地域との協働	総務課

**【リスクシナリオ1-5】**

暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

**(1) 豪雪被害予防対策**

**ア 情報提供体制の強化**

- ・豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。
- ・告知放送やCATVなどを活用した情報共有等、情報提供手段の多重化・多様化を推進する。

**【施策分野：情報通信、リスクコミュニケーション／担当課：総務課】**

**イ 地域防災力の向上**

- ・自らの判断で避難行動をとれるよう、身を守る行動のとり方等について啓発を行う。
- ・学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進する。
- ・地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を支援する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○学校や職場等における防災訓練、防災教育等の実施 ○地域における防災マップの作成支援 ○地区防災計画の策定支援	行政機能、 地域との協働	総務課 教育課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
地域における防災マップの作成地域数 (自主防災組織数)	0地域 (R5)	30地域 (R11)

**(2) 豪雪時道路交通対策**

**ア 道路交通の確保**

- ・除雪体制の強化、道路管理者間の連携など、道路交通確保の取組を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○道路の雪寒対策の推進（除雪作業、凍結防止剤散布、各機関による情報連絡等）	交通・物流	建設課

## イ 道路交通対策の担い手の確保

- ・労働環境の改善等により、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成に努める。

【施策分野：住宅・地域／担当課：建設課】

## (3) 豪雪時エネルギーの確保

- ・各家庭における燃料等の備蓄を進める。
- ・エネルギー供給の復旧迅速化に向けて、関係機関や電力会社等との連携を強化する。

【施策分野：行政機能／担当課：総務課】

## (4) 豪雪時の孤立者の支援

- ・豪雪時の孤立者に対する食料・燃料等の供給やメンタルケアを実施できる体制を確保する。

【施策分野：行政機能／担当課：総務課、健康衛生課】

### 【リスクシナリオ1-6】

豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生

## (1) 複合的自然災害に強いインフラ整備

### ア 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備

- ・陸上輸送が機能しない場合には、関係機関が連携してヘリコプターによる災害応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努める。
- ・場外離着陸場を新設し、将来的に2か所確保する。
- ・災害時に場外離着陸場等が有効に活用できるよう、日常的に維持・点検を行う。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○常設の場外離着陸場及び臨時ヘリポート適地の保全・管理 ○場外離着陸場の新設 ○ヘリコプターの活用に係る関係機関等との協定の締結	交通・物流	総務課

### 【目標指標】

指標	現状	目標
ヘリポート数（場外離着陸場）	1か所 (R5)	2か所 (R11)

### 【リスクシナリオ1-7】

避難情報の伝達や避難行動の遅れ、避難行動要支援者に対する支援の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

## (1) 地域防災力の向上

### ア 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進

- ・住民一人一人が、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、広島県

「「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第2期）」（令和3年1月）に基づき、広島県、自主防災組織等と連携し、防災教室や防災訓練、マイ・タイムラインの普及、担い手等の養成や防災教育などに取り組む。

- ・家庭における備蓄を促進する。
- ・学校や職場、地域の自治組織、子育てサークルや高齢者等のサロン等における防災訓練や防災教育等の実施、参加の呼びかけを継続的に行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進 ○マイ・タイムラインの作成支援 ○学校や職場等における防災訓練、防災教育等の実施（再掲） ○学校における災害時の対応体制の強化等	行政機能、 地域との協働	総務課 教育課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	50% (H29)	90%以上 (R11)
防災教室・訓練へ参加した人の割合	39% (H29)	80% (R11)
非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合	55% (H29)	70% (R11)
家具固定率(再掲)	39% (H29)	70% (R11)

#### イ 協働体の育成と共助の推進

- ・自助・共助の基礎となる地域コミュニティの育成、強化を図る。
- ・住民自治組織、NPO法人、団体・企業など多様な主体で構成する「協働体」を育成し、生活支援などと合わせて、災害時における避難等の支援に関する取組を進める。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○研修会の開催	行政機能、 地域との協働	未来創造課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
研修会開催回数	1回/2年 (R5)	1回/年 (R11)

#### ウ 自主防災組織等の活動の充実・強化

- ・自主防災組織を地域防災力の要として位置づけ、災害時における防災や治安の安定に向けて連携を強化する。
- ・災害時に自主防災組織が組織的に活動できるよう、地区防災計画の策定を支援する。
- ・自主防災組織の充実・強化を図るため、広島県自主防災アドバイザーの活用、防災訓練の実施等により、自主防災組織の活動を支援する。

- ・自主防災連絡協議会を活用し、自主防災組織の意義、役割、町との連携などを周知するとともに、防災研修会の開催、自主防災組織間の交流の促進等を通じて、意識の高揚と活動の強化を図る。
- ・女性の視点から災害対応力を強化するため、地域防災活動における女性の参画を拡大する。
- ・学校における災害時の対応体制の強化、学校と地域との連携体制づくりなど、災害時に子どもを守るための体制づくりを進める。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の活動支援</li> <li>○地域における防災マップの作成支援（再掲）</li> <li>○地区防災計画の策定支援（再掲）</li> <li>○自主防災組織連絡協議会の活動の充実（防災研修会、連絡会議等）</li> <li>○地域における防災訓練の支援</li> <li>○自主防災活動に携わる担い手の育成</li> </ul>	行政機能、リスクコミュニケーション、地域との協働	総務課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
自主防災組織率	100.0% (R 5)	100.0% (R11)
地域における防災マップの作成地域数（再掲） （自主防災組織数）	0地域 (R 5)	30地域 (R11)

#### エ 防災士の育成・活用等

- ・住民の防災士資格取得支援と資格取得後の活動の場の確保、研修会の実施など、自主防災活動に携わる担い手の確保・育成を図る。
- ・防災士の防災研修会等への参加、防災士相互の交流の促進などを通じ、地域貢献活動を支援する。
- ・防災士と連携して、住宅の耐震化、家具の転倒防止、感震ブレイカー設置などの必要性を周知するなど、地域住民の耐震化等の取組を促進する。
- ・防災士を有効に活用するため、防災士の登録制度、防災士のいない地域への防災士の派遣制度などの創設について検討する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災士資格取得支援</li> <li>○防災士の地域貢献活動の支援</li> <li>○防災士の活動に係る協議組織の設立、運営</li> <li>○防災士との連携による住民の耐震化等の取組の促進（再掲）</li> <li>○防災士の登録、派遣制度等の検討</li> </ul>	行政機能、リスクコミュニケーション、地域との協働	総務課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
防災士登録者数	27名 (R 5)	40名 (R11)

## (2) 要配慮者の支援

### ア 要配慮者の支援体制の確立

- ・町社会福祉協議会、自治振興会・自主防災組織、民生委員・児童委員などと連携し、要配慮者、避難行動要支援者に関する情報の共有や避難の支援体制の構築を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時の避難支援プラン（個別計画）の策定	健康・医療・福祉、リスクコミュニケーション、地域との協働	総務課 福祉課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
災害時の避難支援プラン（個別計画）の策定	32.6% (R 6)	35% (R 11)

### イ 避難行動要支援者の支援

- ・避難行動要支援者名簿の登録を促進するとともに、定期的な更新により、避難行動要支援者の把握に努める。
- ・災害時の避難支援プラン(個別計画)を作成する。
- ・地域における高齢化等の実情を踏まえ、必要に応じて避難支援に係る計画を含む地区防災計画を策定する。
- ・自主防災組織等と連携し、避難支援体制の構築、強化を図るとともに、避難訓練や啓発活動、声かけ等を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難行動要支援者名簿の作成、定期的更新 ○災害時の避難支援プラン(個別計画)の策定 ○避難支援に係る計画を含む地区防災計画の策定 ○避難行動要支援者避難訓練の支援 ○避難支援団体との名簿提供に関する協定の締結	健康・医療・福祉、 地域との協働	総務課 福祉課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
避難行動要支援者に係る避難計画の策定、災害時の避難支援プラン(個別計画)の策定者数の割合	32.6% (R 6)	35% (R 11)
避難行動要支援者名簿の登録率	60.9% (R 6)	65% (R 11)
避難行動要支援者避難訓練実施自主防災組織数	11組織 (H29)	30組織 (R 11)
名簿提供に関する協定締結団体数	28団体 (R 5)	30団体 (R 11)

**【目標2】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

**【リスクシナリオ2-1】**

**自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

**(1) 危機管理体制の維持・強化**

**ア 関係機関の連携体制の整備等**

- ・地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、福山地区消防組合と連携し、必要に応じて、緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

**【施策分野：行政機能／担当課：総務課】**

**イ 民間団体等との連携体制の整備等**

- ・災害対応に関連する民間企業、NPO法人等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用して合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。

**【施策分野：行政機能、地域との協働／担当課：総務課】**

**(2) 地域における救助・救急活動対策**

- ・自治振興会単位で地域住民の生存、所在等の確認や急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。

**【施策分野：行政機能、リスクコミュニケーション、地域との協働／担当課：総務課】**

**【リスクシナリオ2-2】**

**医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺**

**(1) 病院の防災機能の強化**

**ア 町立病院の電源の確保**

- ・非常用電源の点検、燃料の備蓄を行う。
- ・災害対応時に複数日間電源を供給できるよう、燃料を備蓄する設備の整備や速やかに燃料を補給できる体制を確保する。
- ・災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備等、災害時も発電・電力供給が可能な再生可能エネルギーの活用等を検討する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○非常用電源の点検、発電燃料の確保 ○非常用発電燃料の確保に関する協定の締結 ○蓄電システムの整備の検討	健康・医療・福祉	健康衛生課

**イ 町立病院の給水機能の確保**

- ・大規模災害においても、病院の診療機能を3日程度維持するために必要な給水設備（受

水槽、地下水利用施設等) の設置等を検討する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○給水設備の設置の検討 ○県水道企業団神石高原事務所との連携による災害時の給水の優先確保	健康・医療・福祉	健康衛生課

**ウ 事業所等との連携**

- ・災害時における緊急車両や救助・救急、医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的な供給について、事業者等と協定を締結する。
- ・協定を締結した事業者等と、当該拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○電力会社との供給協定締結 ○ガソリン販売事業者等との協定締結	健康・医療・福祉	総務課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
ガソリン販売事業者等との協定締結数	0件 (R 5)	1件 (R11)

**(2) 病院の防災体制の強化**

**ア 医療機関の連携体制の強化**

- ・災害医療への対応、避難所での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や事業者等との連携により、医療資材の確保を進める。
- ・災害時に迅速な救護が行えるよう、町立病院等と連携し、災害時の医薬品等の供給体制を整備するとともに、災害時用医薬品等の品目の見直し、備蓄、更新を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○町内関係機関との連携・協議 ○医療資材、医薬品、食材の確保及び備蓄	健康・医療・福祉	健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
医薬品等の供給体制の整備	未整備 (R 6)	整備 (R11)

**イ 医療・救護体制の強化**

- ・大規模災害時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関と連携して、医療・救護活動が実施できるよう、関係機関等との連携体制を構築する。
- ・病院の事業継続計画（BCP）の定期的な見直しを支援する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県等関係機関との連携・協議 ○病院の事業継続計画（BCP）の定期的な見直し支援	健康・医療・福祉	健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
関係機関等との連携体制の構築	未整備 (R 6)	整備 (R11)

**ウ 医療・介護人材の確保**

- ・災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、広島県、周辺市町や関係機関と連携して、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○神石高原町人材確保等総合支援協議会活動の充実 ○町内医療機関への医療従事者の確保及び充実	健康・医療・福祉	福祉課 健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
医療に携わる医師数（人口10万人対）	113.1人 (R 5)	現状維持 (R11)

**【リスクシナリオ2-3】**

不衛生なトイレなど劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

**(1) 避難所の機能の充実・強化**

**ア 避難所の施設・設備の充実**

- ・避難所については、適切に維持・修繕を行うとともに、必要に応じて耐震補強等を行う。
- ・大規模災害時に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- ・災害用トイレの備蓄、衛生関連用品、その他災害時に必要な備蓄品などの充実を図る。
- ・災害に伴う負傷者の臨時応急手当を行うため、基幹避難所等にAED（自動体外式除細動器）を設置する。
- ・避難所等にAEDを設置する場合は屋外に設置するなど、災害時に迅速に使用できるよう配慮する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所の設備、備品、備蓄品等の整備、充実 ○基幹避難所等へのAEDの設置	行政機能、 地域との協働	総務課

## イ 避難所の良好な生活環境の確保

- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定、内閣府（防災担当）」、「避難所設置・運営マニュアル」（令和5年9月改定、神石高原町）に基づき、避難所における良好な生活環境、衛生環境の確保に取り組む。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○神石高原町避難所設置・運営マニュアルの改定	行政機能、 地域との協働	総務課

## ウ 避難所におけるトイレの確保

- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月改定、内閣府（防災担当））」に基づき、トイレの確保・管理を適切に行う。
- 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレなど災害用トイレについて、必要量の備蓄に努める。
- 仮設トイレについて、災害時における供給に係る民間企業との協定等により、計画的な確保を図る。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害用トイレの備蓄計画の立案と備蓄 ○仮設トイレに係る民間企業との協定締結	行政機能	総務課 健康衛生課

### 【目標指標】

指標	現状	目標
避難所への簡易トイレ等の備蓄	簡易トイレ 4個 凝固剤・袋 500セット (R 6)	簡易トイレ 10個 凝固剤・袋 700セット (R11)
仮設トイレに係る民間企業との協定の締結数	0件 (R 6)	1協定 (R11)

## エ 地域資源の避難所としての活用

- 集落における避難所を確保するため、必要に応じ、地域のお寺、神社など、避難所としての利用の可能性について検討する。また、利用が可能な場合は、当該施設の管理者等と避難所利用に係る協定を締結する。
- 災害時に、必要に応じてホテル、旅館等を避難所として活用できるよう、宿泊関連事業者と避難者受入に係る協定を締結する。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○お寺、神社などの避難所利用の可能性の検討と協定締結 ○宿泊関連事業者との避難者受入に係る協定締結	行政機能、 地域との協働	総務課

## (2) 避難所の運営体制の強化

### ア 避難所の円滑な運営

- 自主防災組織等の住民団体と連携して、災害時に避難所を迅速に開設・運営するための

体制づくりを行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織と連携した避難所開設・運営体制の構築 ○自主防災組織と連携した避難所開設・運営訓練の実施	行政機能、 地域との協働	総務課 未来創造課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
避難所開設・運営訓練実施自主防災組織数	0組織 (R 5)	30組織 (R11)

**イ 男女共同参画の推進**

- ・多様なニーズに対応した避難所運営に向けて、男女共同参画の視点からの取組を推進するため、女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織等と連携して女性の参画を拡大する。

**【施策分野：行政機能、地域との協働／担当課：未来創造課】**

**ウ 福祉避難所の運営**

- ・広島県が紹介する福祉避難所に関する他市町の取組事例等を参考に、高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の確保・充実を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○福祉避難所における避難訓練等の実施	行政機能	総務課 福祉課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
福祉避難所設置箇所数	3か所 (R 5)	現状維持 (R11)

**(3) 被災者の支援体制の強化**

**ア 被災者の支援体制の強化**

- ・災害時に、被災者及び被災者の支援に関わる人に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、広島県と連携して「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できる体制の強化を図る。
- ・広島県、他市町と連携し、広域避難等における被災者ニーズに応じた支援等を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- ・関係機関による相談窓口の共同設置など、被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう努める。
- ・住民の安否確認や必要な支援の把握、避難所以外の避難者の状況と必要な支援の把握など、情報を把握・確認する体制の構築に努める。
- ・被災者への見守り活動や相談支援など、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、広島県等との連携による支援体制を構築する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○医療機関等と連携した救護活動 (福山市医師会・神石郡歯科医師会・神石高原町立病院等) ○被災者台帳の作成	健康・医療・福祉	健康衛生課 福祉課

**イ 要配慮者に対する支援**

- ・町社会福祉協議会、自治振興会・自主防災組織、民生委員・児童委員、行政、ボランティア、地域包括支援センターなどにより、平時から機能するネットワークを構築するとともに、各種会議・連絡会等で情報交換を行い、在宅の要配慮者、避難所における要配慮者に対する支援方法について検討する。
- ・広島県が設置する災害福祉支援ネットワーク(※)について、県等との連携による実践的な訓練の検討・実施などを通じて、避難所における要配慮者の支援体制の充実を図る。

**【施策分野：健康・医療・福祉、地域との協働／担当課：総務課、福祉課】**

※災害福祉支援ネットワークは、災害時に、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所等へ派遣し、要配慮者等への福祉支援活動を行うための基盤整備に向けて取り組んでいる。

**ウ ボランティア体制の構築等**

- ・広島県社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの必要性の普及・啓発、ボランティアの養成、研修等への参加を通じたボランティアのノウハウ等の充実を図る。
- ・災害時ネットワーク会議(仮称)の設置、災害時における協力体制の協議などを通じて、災害時における「災害ボランティアセンター」の円滑な立ち上げに備える。
- ・町社会福祉協議会を中核とし、自治振興会、NPO法人、事業所関連団体等と連携して、幅広いボランティア体制の構築を図る。
- ・他市町のボランティア団体との交流を通じて、県市町ボランティアセンターとのつながりを強化し、災害時に機能する体制づくりを進める。
- ・ボランティアコーディネートに関する職員の養成、研修を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○町内諸団体と連携したボランティア体制の構築	健康・医療・福祉、 地域との協働	社会福祉協議会 (福祉課)

**(4) 遺体、被災動物への対応**

**ア 遺体への対応**

- ・広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、検視に必要な体制整備等について、広島県等との連携を強化する。
- ・広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づいて、広域火葬体制の整備を進める。
- ・遺体安置場所における感染防止措置のため、広島県と連携し、必要な資機材などの確保に努める。
- ・迅速な身元確認等を実施するため、福山北警察署等への情報提供体制を構築する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広域火葬体制の整備	環境	健康衛生課

**イ 被災動物への対応**

- ・放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- ・基幹避難所以外の指定避難所におけるペットの飼育スペースの確保に努める。
- ・ペットの同伴避難等について、避難所における受入体制を整備する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所におけるペット受入体制の整備	行政機能	総務課 健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
避難所におけるペット受入体制	整備 (基幹) (R 5)	整備 (基幹・準基幹) (R 11)

**【リスクシナリオ2-4】**

被災地での食料・飲料水・生活用水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

**(1) 物資調達・供給の連携体制の整備**

**ア 行政機関等との連携**

- ・災害時における食料や飲料水、生活必需物資等の安定確保のための支援として締結している備後圏域連携協議会等における「災害時の相互応援に関する協定」、広島県及び各市町で締結している「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づいて、広域的な支援・協力体制を維持する。

**【施策分野：行政機能／担当課：総務課】**

**イ 事業所等との連携**

- ・災害時における食料や飲料水の安定確保のため、町内又は近隣市町の食料等を取扱う事業所等と協定を締結するなど、連携を強化する。
- ・災害発生に備え、物資供給等に関する協定を締結する事業所等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、物資等の安定確保、緊急輸送体制の確保等を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○民間事業者等との災害協定の締結	行政機能	総務課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
災害協定締結数（食料、飲料水等）	2 協定 (R 5)	3 協定 (R11)

**(2) 非常用物資の備蓄等**

**ア 非常用物資の備蓄**

- ・本庁舎及び各支所において、南海トラフ地震の被害想定を踏まえた備蓄量を確保する。
- ・避難所、集落等における食料、飲料水、日用品等の備蓄を進める。
- ・町ホームページ等を活用し、住民自らが備蓄すべき非常用物資について普及啓発し、家庭における備蓄を促進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎及び各支所における非常用物資、資機材、備蓄医薬品等の整備 ○自主防災組織に対する非常用物資の備蓄の支援 ○住民等への非常用物資の備蓄に関する普及啓発	行政機能、 地域との協働	総務課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
食料、飲料水備蓄量	600人日分 (R 5)	1,000人日分 (R11)

**イ 生活用水の確保**

- ・生活用水を確保するため、再利用水や井戸水の活用、生活用水の備蓄方法等について、普及啓発を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○住民等への生活用水の確保に関する普及啓発	行政機能、 地域との協働	総務課

**(3) 災害時の上水の確保**

- ・上水道に係る緊急時に備えた器具等の備蓄、緊急用給水箇所の整備等を進める。
- ・備後圏域において締結した上水の確保に係る災害時の相互応援に関する覚書に基づき、合同訓練の実施、情報の共有化等を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○上水道に係る緊急時に備えた器具等の備蓄 ○緊急用の給水箇所の整備 ○備後圏域における上水の確保に係る相互応援覚書に基づく合同訓練の実施	住宅・地域	県水道企業団 神石高原事務所

**【リスクシナリオ2-5】**

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

**(1) 帰宅困難者対策****ア 帰宅困難者の支援**

- ・住民や通勤者、企業等に対し「むやみに移動しない」という基本原則の周知を図る。
- ・帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。
- ・災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、避難所等を活用するなど、支援体制づくりに取り組む。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○帰宅困難者対策の周知 ○帰宅困難者を想定した公的備蓄 ○避難所等の活用	行政機能	総務課

**イ 事業所等との連携**

- ・災害時に徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時帰宅支援ステーションに係る協定締結	行政機能	総務課

**ウ 道の駅の活用**

- ・道の駅さんわ 182ステーションについて、道路管理者と町が役割分担し、防災設備の整備を進めるなど防災拠点としての機能強化を図り、活用する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時帰宅支援ステーションに係る協定締結（再掲） ○道の駅の防災拠点としての機能強化	行政機能	総務課 産業課

**【リスクシナリオ2-6】**

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

**(1) 災害時孤立集落対策****ア 孤立の可能性のある集落の把握**

- ・広島県と連携し、災害時に孤立する可能性のある集落の分布状況等を把握し、データベース化を進める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時に孤立する可能性のある集落の調査	行政機能、 デジタル活用	総務課

## イ 非常用物資の備蓄

- ・ 自主防災組織等と連携し、災害時に孤立する可能性のある集落について住民に周知する。
- ・ 避難所、集落、各世帯における食料、飲料水、日用品等の備蓄を進める。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織に対する非常用物資の備蓄の支援(再掲) ○住民等への非常用物資の備蓄に関する普及啓発(再掲)	行政機能、 地域との協働	総務課

## ウ 道路網の整備

- ・ 災害時に孤立する可能性のある集落に通ずる道路の防災対策、農林道等による迂回路の確保に配慮した整備等を推進する。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時に孤立する可能性のある集落に通ずる道路の防災対策	交通・物流	建設課

## エ ドローンの活用による支援

- ・ 災害時における孤立集落の情報収集、支援物資の輸送等のため、ドローンを活用する。
- ・ 災害時におけるドローンの活用について、民間企業と連携する。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ドローンの導入に向けた取組 ○ドローンの活用に係る関係機関等との協定の締結	交通・物流、 デジタル活用	総務課 産業課

## オ 救助・救援体制の確立

- ・ 災害発生時に迅速かつ的確な救助・救援活動ができるよう、道路等の啓開、救助用ヘリコプターの活用などに必要な体制の整備、装備資機材の充実等を図る。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○場外離着陸場の新設(再掲) ○ヘリコプターの活用に係る関係機関等との協定の締結(再掲)	交通・物流	総務課

## 【リスクシナリオ2-7】

### 大規模な自然災害と感染症との同時発生

## (1) 疫病・感染症対策

### ア 疫病・感染症対応体制の構築

- ・ 広島県、医療機関等と連携して、災害時における疫病、感染症対策に対応するための体制を構築する。
- ・ 「避難所設置・運営マニュアル」(令和5年9月改定、神石高原町)に基づき、避難所

における良好な衛生環境の確保に取り組む。(再掲)

- ・避難生活における衛生対策、被災者の健康管理等について情報提供を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○防護服・マスク・消毒液の備蓄 ○新型インフルエンザ行動計画に基づく訓練の実施 ○避難生活における衛生対策、健康管理等について、町広報・ホームページ等で周知	健康・医療・福祉	健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
伝達訓練の実施	1回 (R 5)	1回/年 (R11)

**イ 予防接種の促進**

- ・災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から、定期的予防接種を促進するための積極的な働きかけを行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○定期予防接種の適切な時期での接種を促すため、町広報・ホームページ等で周知	健康・医療・福祉	子育て応援課 健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
麻しん・風しんワクチンの接種率	1期 86.7% 2期 92.5% (R 5)	現状以上 (R11)

## 【目標3】 必要不可欠な行政機能を確保する

### 【リスクシナリオ3-1】

被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

#### (1) 自助・共助の取組強化

##### ア 地域における防犯連携体制の構築

- ・災害時に、自主防災組織を核として、地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで防犯活動ができるよう、体制づくりを行う。
- ・被災家屋、避難所などにおける犯罪を抑止するため、防災訓練に合わせて防犯パトロールなどの防犯訓練を行う。
- ・地域における防犯体制を強化するため、広島県と連携し、防犯ボランティア団体等の活動の支援、防犯活動に携わる担い手の育成、地域安全推進指導員等と連携した自主防犯活動などを進める。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時に地域ぐるみで防犯活動を行うための体制づくり ○防災訓練と合わせた防犯訓練の実施 ○広島県と連携した防犯ボランティア団体等の活動の支援、防犯活動に携わる担い手の育成 ○地域安全推進指導員等と連携した自主防犯活動	行政機能、 地域との協働	総務課

##### イ 防犯活動の支援

- ・被災地において自主的な防犯活動を行う団体に対し、パトロール用品を提供するとともに、警察等と連携した警戒活動の実施等による活動を支援する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の活動支援（再掲）	行政機能、 地域との協働	総務課

### 【リスクシナリオ3-2】

町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

#### (1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持

##### ア 庁舎の電源確保

- ・本庁舎の非常用電源の点検、燃料の備蓄を行う。
- ・各支所等に、非常用発電設備を整備する。
- ・本庁舎及び各支所において、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムの整備等、災害時も発電・電力供給が可能な再生可能エネルギーの活用等を検討する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎の非常用電源の点検、発電燃料の確保 ○非常用発電燃料の確保に関する協定の締結（再掲） ○各支所等における非常用発電設備の整備 ○本庁舎及び各支所等における蓄電システムの整備の検討	行政機能	総務課

**イ 庁舎の情報システムの防災対策**

- ・災害時に情報システムの使用に支障が生じないように、本庁舎及び各支所の情報システムの点検及び修繕、機器の更新等を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎及び各支所の情報システムの防災対策	行政機能	未来創造課

**(2) 危機管理体制の維持・強化**

**ア 災害時の対処能力の向上**

- ・災害時の対処能力向上を図るため、広島県と連携し、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。
- ・広島県の支援を受けながら、各種マニュアルについて専門的・客観的視点から点検し、見直しを行うとともに、実効性確保のための訓練などを行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時等の職員初動マニュアルの定期的な改定 ○職員の初動対応、防災・管理に関する訓練の実施	行政機能、 リスクコミュニケーション	総務課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
職員の初動対応等訓練実施回数	未実施 (R 5)	1回／年 (R11)

**イ 災害時における業務継続**

- ・地震、大雨、豪雨等を想定し、内閣府の作成する手引き、県業務継続計画及び計画に基づくマニュアル等を参考にしながら、町業務継続計画（BCP）の見直しを行い、訓練等を通じて検証していく。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○神石高原町業務継続計画（BCP）の検証と見直し	行政機能	総務課

**ウ 広域的応援体制の構築**

- ・広島県、他市町と連携し、広域避難等における被災者ニーズに応じた支援等を円滑に進めるための仕組みを整備する。

**【施策分野：行政機能／担当課：総務課】**

## エ デジタルを活用した危機管理体制の強化

- ・防災に必要な情報の収集発信、避難行動要支援者の支援、ドローンを活用した被災状況の把握と救援活動など、防災活動を効果的・効率的かつ迅速に進めるため、デジタル技術の活用を進める。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○クラウド型被災者支援システム(※)を活用した避難行動要支援者名簿、避難支援プラン（個別計画）の作成の検討	行政機能、デジタル活用	総務課 未来創造課 福祉課

※クラウド型被災者支援システムは、被災者支援業務の効率化のために開発されたシステムで、避難所運営からその後の被災者支援まで、一つの台帳の横断的な運用により支援が可能となる。住基情報をベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請等が行えるほか、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成機能等も備えている。

### 【クラウド型被災者支援システムの概要】



資料：「クラウド型被災者支援システムについて」（内閣府）による。

## 【目標4】 経済活動を機能不全に陥らせない

### 【リスクシナリオ4-1】

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

#### (1) 産業等の災害対応力の強化

##### ア 事業継続の促進

- ・広島県と連携し、中小企業等を中心に事業継続計画（BCP）策定を普及啓発していく。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町内企業の事業継続計画（BCP）策定の促進	産業	総務課

### 【リスクシナリオ4-2】

食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### (1) 農林業の災害対応力の強化

##### ア 農林業基盤・施設等の整備

- ・災害に伴う農林業基盤・施設における被害を低減するため、広島県と連携し、農林業基盤の整備、農林業施設の老朽化対策と適切な維持管理に取り組む。
- ・大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通における連携・協力体制の構築等を促進する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○施設の適切な維持管理 ○老朽化した農林業施設の改修、整序等	産業、老朽化対策	産業課

#### (2) 食料等の流通の維持

##### ア 道の駅の食料等流通機能の維持

- ・道の駅さんわ182ステーションについて、道路管理者と町が役割分担し、防災設備の整備を進めるなど防災拠点としての機能強化を図り、活用する。（再掲）

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○道の駅の防災拠点としての機能強化（再掲）	行政機能	総務課 産業課

### 【リスクシナリオ4-3】

異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### (1) 水資源の有効利用

- ・雨水の利用の促進に関する法律に基づく雨水の利用、井戸水、再生水の利用等の水資源の

有効利用等の推進を図る。

- ・ 渇水等の高頻度化・激甚化に対応して、関係者による情報共有を緊密に行う。
- ・ 災害時における節水方法等について、普及啓発を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時における節水方法等の普及啓発	環境	総務課

**【リスクシナリオ4-4】**

農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

**(1) 農地の維持管理等**

**ア 農地の維持管理**

- ・ 町農業委員会と連携して、「地域計画」（地域農業経営基盤強化促進計画）に基づいた農用地の効率的かつ総合的な利用に取り組む。
- ・ 認定農業者及び農業法人の育成、新規参入者の受入れ等により、生産力の高い担い手の育成・強化に取り組む。
- ・ また、農地の利用状況調査、利用意向調査等の結果を踏まえ、遊休農地の発生防止・解消に向けて取り組む。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○農地の集約化、担い手の支援 ○農地中間管理機構等の活用による農地の流動化の促進	産業	産業課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
農地利用集積面積	621ha (R 6)	881ha (R 8)

**イ 農業用水利施設対策**

- ・ 「農業用水利個別施設計画」に基づき、計画的な改修・整備を実施する。
- ・ 仙養地区のかんがい施設について、機能保全計画等に基づき、ポンプの修繕、幹線水路の修繕等を行う。
- ・ 農業水利施設の耐震化を進めるため、広島県、水道事業者等との連携により、人材の育成やノウハウの強化等を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○農業用水利個別施設計画に基づく農業用水利施設の改修・整備 ○仙養地区のかんがい施設の機能保全計画等に基づく修繕等	産業	産業課 建設課

## (2) 森林の維持管理等

### ア 松枯れ対策

- ・水源林造成事業等の活用により、松枯れ被害地域の樹種転換を進めるなど、松林の保全を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○水源林造成事業	町土保全・土地利用	産業課

### イ 森林の維持管理

- ・良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の適切な保育・間伐を促進する。
- ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ・災害に強い町土を形成するため、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
- ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ・町内における木質バイオマスの利活用について検討を進める。
- ・地域に身近な里山林について、自治振興会等による里山林の保全活動を支援し、住民参加の森づくりを進める。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○環境貢献林整備事業 ○造林事業 ○森林施業 ○皆伐予定地等における現地調査、施行の安全性の確認	町土保全・土地利用	産業課

## (3) 有害鳥獣対策

- ・「神石高原町鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣対策を進める。
- ・農地、森林の保全、農作物被害の防止と生産者支援に向け、引き続き、捕獲奨励金や猟銃購入費助成を行う。
- ・狩猟免許の新規取得支援を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○防護柵による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲の継続的な実施 ○有害鳥獣駆除対策協議会の体制強化 ○被害防止策の補助事業	産業	産業課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
鳥獣被害額	675万円 (R 3)	540万円 (R 7)

**【リスクシナリオ4-5】****動物保護施設の被災による大量の動物の脱走に伴う町民生活・社会経済活動への甚大な影響****(1) 被災動物への対応****ア 動物保護施設の安全管理対策**

- ・大規模な動物保護施設について、管理者により耐震性の確保などの安全対策を講じるよう、指導、助言を行う。
- ・大規模な動物保護施設において飼養している動物に係る災害時の管理について、施設が被災した場合や脱走等が生じた場合などを想定した管理マニュアルを管理者で作成し、災害等に備えるよう指導、助言を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○大規模な動物保護施設における施設の耐震性確保などの安全対策の指導 ○大規模な動物保護施設における災害時の管理マニュアル策定の指導	環境	健康衛生課

**【目標 5】 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**

**【リスクシナリオ5-1】**

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

**(1) 災害情報収集伝達体制の整備等**

**ア 災害情報収集伝達体制の整備**

- ・避難情報の発令が住民の避難行動につながるよう、「避難情報等の発令・伝達マニュアル」（令和5年9月改定、神石高原町）に基づき、避難行動に有効な避難情報の発信、伝達の体制を整備する。
- ・災害時に通行止め箇所等の情報が迅速かつ分かりやすく伝達できるよう、「ひろしま道路ナビ（道路防災情報システム）」の周知を図るとともに、関係機関における情報共有体制、マップ情報提供体制等を整備する。
- ・災害時に機動的・効率的な活動を確保するため、ドローンの導入に向けた取組を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時における通行止め箇所等の情報提供体制等の整備 ○ドローンの導入に向けた取組（再掲） ○ドローンの活用に係る関係機関等との協定の締結（再掲）	行政機能、 デジタル活用	総務課 政策企画課 産業課 建設課

**イ 災害情報伝達手段の多重化、多様化**

- ・報道機関との連携によるテレビ・ラジオでの周知、イベント等を通じた普及啓発など住民が日頃接する機会が多い手段を通じて、県及び町の防災情報メールの登録を促進する。
- ・かがやきアプリ、民間事業者による防災速報アプリを周知し、スマートフォンやタブレット等による情報活用能力の向上を図る。
- ・IP告知端末放送、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行う。
- ・自主防災組織等と連携し、地域における通信が途絶しないよう、アマチュア無線を補助的に活用するなど、地域の実情を踏まえた創意工夫により、多様な通信手段を確保する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○県及び町の防災情報メールの周知・普及 ○防災速報アプリの利用促進 ○災害時充電ステーション等の確保 ○情報伝達に係る訓練の実施 ○地域における多様な通信手段の確保	情報通信	総務課 未来創造課

## 【目標指標】

指標	現状	目標
町防災情報メールを登録している人の割合	13% (R 5)	30% (R11)
情報伝達に係る訓練の実施	未実施 (R 5)	1回/年 (R11)

## (2) 災害情報伝達システムの整備

### ア 災害情報伝達システムの充実

- ・CATV（かがやきネット）設備の維持管理、更新等を適切に行い、災害時における情報提供システムの充実を図る。
- ・県や防災関係機関と緊密に連携し、災害現地で迅速かつ的確に対策を推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○CATV（かがやきネット）とSNSなど多様な媒体を活用した効果的な情報発信	情報通信	政策企画課 未来創造課

### イ 災害情報伝達システムの強化

- ・大規模自然災害等により地上の情報通信網が機能停止した事態においても、公共施設、避難所等との通信を確保し、被災地の支援ができるよう、衛星通信網を活用したシステムの導入を検討する。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○衛星通信網を活用したシステム導入の検討	情報通信、 デジタル活用	総務課 政策企画課 未来創造課

### ウ 関係機関等との連携

- ・あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施でき、そのために必要な災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう、広島県や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進する。
- ・防災情報システム、防災行政無線等により、関係機関における情報共有、情報伝達を円滑に進める。

### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時における広島県、関係機関等との連携体制の構築	行政機能、 リスクコミュニケーション	総務課

## (3) 要配慮者に対する情報伝達の支援

- ・災害時において、要配慮者に災害情報等が迅速、的確に伝わるよう、直接の声かけ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、FAX、携帯電話、タブレット等を活用するな

ど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- ・外国人留学生、労働者、旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

【施策分野：健康・医療・福祉、地域との協働／担当課：総務課、福祉課】

【リスクシナリオ5-2】

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(1) 災害時の電力の確保

- ・再生可能エネルギーの導入、LPガス等の活用等を通じて自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○公共施設への再生可能エネルギーによる発電設備の導入 ○住宅、民間施設への再生可能エネルギーによる発電設備の導入の促進	行政機能	総務課

【リスクシナリオ5-3】

石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(1) 災害時の燃料の確保

- ・災害時に石油・LPガス等の燃料の供給が確保されるよう、事業者等と協定を締結する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○石油・LPガス販売事業者等との協定締結	行政機能	総務課

【目標指標】

指標	現状	目標
石油・LPガス販売事業者・組合等との協定締結数	1件 (R6)	2件 (R11)

【リスクシナリオ5-4】

上下水道施設、污水处理施設、ゴミ処理施設等の長期間にわたる機能の停止

(1) 災害時の上水道対策

ア 水道施設の老朽化対策等

- ・県水道企業団神石高原事務所においては、老朽化が進む上水道施設について、施設の改良、耐震化に計画的に取り組むとともに、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○高蓋地区老朽管布設替工事 ○井関地区老朽管布設替工事	住宅・地域、 老朽化対策	県水道企業団 神石高原事務所

**【目標指標】**

指標	現状	目標
水道管の耐震化率	81.6% (R 4)	90% (R11)

**(2) 災害時の下水道・汚水処理対策**

**ア 農業集落排水処理施設対策**

- ・農業集落排水処理事業について、施設の長寿命化を進める。
- ・適切な維持管理、修繕等を進めるため、農業集落排水施設最適整備構想に基づく整備計画、修繕計画の見直しを行う。
- ・速やかな排水処理がなされるよう、豪雨時などの雨水（不明水）の混入究明、対応（修繕）に努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○整備計画、修繕計画の見直し	環境	健康衛生課

**イ 浄化槽対策**

- ・浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定を締結するなど、関係団体との連携体制を構築する。
- ・災害時において被災した浄化槽に迅速に対応できるよう、広島県と連携し、浄化槽の実態把握、浄化槽台帳の整備等を進める。
- ・「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年4月、環境省）を参考に、浄化槽の災害対応について取組を進める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定の締結 ○浄化槽調査及び浄化槽台帳の再整備	環境	健康衛生課

**ウ し尿処理対策**

- ・「し尿処理場施設整備基本構想」（令和5年度、神石高原町）に基づいて、計画的な施設整備を進めるとともに、当該整備までの期間は、適切な維持管理、修繕等を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○し尿処理場施設の整備	環境	健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
し尿処理場施設の整備	基本構想策定 (R 5)	整備 (R13)

**(3) 災害時のゴミ処理対策**

- ・「災害廃棄物処理計画」（令和2年3月、神石高原町）、「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル（第3版）」（令和5年9月改訂、広島県）に基づいて、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われるよう取り組む。
- ・災害廃棄物処理に関する応援協定を締結する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害廃棄物処理に関する応援協定の締結	環境	健康衛生課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
災害廃棄物処理に関する応援協定の締結数	0件 (R 6)	6件 (R11)

**【リスクシナリオ5-5】**

地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

**(1) 災害に強い道路ネットワークの構築**

- ・発災時に地域の孤立化を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワーク(※)の機能強化、集落連絡道路の改良などを推進する。
- ・広島県と連携して、緊急輸送道路における法面对策を推進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い、災害に強い道路ネットワークを形成する。

※多重型道路ネットワークは、大規模災害等により道路が寸断された場合でも、社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワークのこと

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による道路ネットワーク形成の推進 ○広島県との連携による緊急輸送道路における法面对策の推進 ○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進（橋梁・トンネル）	交通・物流	建設課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数	橋梁 42橋 トンネル3本 (R 5)	橋梁 0橋 トンネル0本 (R11)

## (2) 緊急輸送体制の整備

### ア 交通事業者等との連携

- ・バス会社・タクシー事業者組合との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○バス会社・タクシー事業者組合との災害時における車両の利用に関する協定の締結	交通・物流	総務課

#### 【目標指標】

指標	現状	目標
バス会社・タクシー事業者組合との災害時における車両の利用に関する協定の締結数	0件 (R 5)	2件 (R 11)

## 【目標6】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 【リスクシナリオ6-1】

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

#### (1) 復興まちづくりに向けた平時における取組

- ・発災後の復興を円滑に進める観点から、「事前復興まちづくり計画」(※)の策定などに取り組む。
- ・事前復興まちづくりに係る学習会の開催等を通じて、町職員や地域住民の復興に向けた対応能力の向上と連携意識の醸成を図る。

※事前復興まちづくり計画とは、大規模災害発災後の復興を円滑に進める観点から、事前に、復興の目標、実施方針、事前に実施しておくべき事項などをとりまとめた計画のこと。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○事前復興まちづくり計画の策定	町土保全・土地利用、地域との協働	総務課

### 【リスクシナリオ6-2】

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

#### (1) 復旧・復興体制の構築

##### ア 復旧・復興体制の整備

- ・被災者支援活動を迅速に行うことができるよう、平常時から、町社会福祉協議会、NPO法人等と意見交換、情報共有等を行い、連携体制の構築に努める。
- ・災害時には、行政、町社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人等のほか、これらの活動をコーディネートする中間支援組織（ボランティア、NPO法人等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、被災者支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう努める。
- ・町内事業所の協力を得て、事業継続計画（BCP）への地域貢献に関する事項の記載、災害時における被災地の復旧・復興への参加などを促進し、地域ぐるみで協力し、助け合う体制を構築する。

【施策分野：行政機能、リスクコミュニケーション／担当課：総務課、福祉課、産業課】

##### イ 建設業の担い手の確保

- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための広域的な応援体制の構築、地域建設業等の防災・減災の担い手確保などに努める。
- ・建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っており、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や、適正な請負契約の推進など労働環境の改善に向けた取組等を実施するなど、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。

【施策分野：住宅・地域／担当課：建設課】

#### ウ 被災建築物・被災宅地の危険度判定体制の整備

- ・二次被害の防止や日常生活の早期復帰を図るため、広島県、関係機関と連携し、情報連絡網の整備、実施体制の充実、外部判定士の受入体制の整備等に努める。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○震前判定計画の策定 ○派遣民間判定士の費用弁償制度の創設	住宅・地域	住民課

#### エ 応援体制の整備

- ・大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制の強化を図る。

【施策分野：行政機能／担当課：総務課】

#### 【リスクシナリオ6-3】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 廃棄物処理対策

##### ア 災害廃棄物処理体制の構築

- ・災害ゴミの仮置場を速やかに選定するため、平時から、候補地の選定、候補地を所有する関係機関との連携体制の構築に努める。
- ・災害時のゴミ処理を円滑に進めるため、仮置場の設置場所、ゴミの分別等について、住民等に対し、分かりやすい情報提供に努める。
- ・広島県、市町職員等を対象とした研修・訓練を通じて、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた人材の育成に努める。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町職員等を対象とした研修・訓練への参加	環境	健康衛生課

##### 【目標指標】

指標	現状	目標
災害廃棄物処理の初動対応に係る研修・訓練	1回／年 (R 5)	現状維持 (R11)

#### 【リスクシナリオ6-4】

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 被災者の住宅確保

##### ア 仮設住宅対策

- ・住居を失った被災者の居住場所の早期確保のため、広島県と連携して、建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルの作成、仮設住宅建設候補地台帳の更新を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○建設型仮設住宅整備管理マニュアルの作成 ○仮設住宅建設候補地台帳の更新	住宅・地域	総務課 建設課

**イ 公営住宅等の活用**

- ・町営住宅への一時入居体制を維持する。
- ・被災者の一時居住のための住宅を確保するため、広島県及び関係市町、住宅関連事業者等との連携体制を構築する。

**【施策分野：住宅・地域／担当課：建設課】**

**(2) 土地・建物の管理等の適正化**

**ア 地籍調査の推進**

- ・中山間地域では、人口減少や高齢化の進展により土地境界の明確化が一層困難な状況となっており、災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要である。地域の発展に寄与する社会資本整備や開発のための土地の円滑な活用、防災に強い地域の構築のため、早期に地籍調査を完了するよう努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○地籍調査の実施	町土保全・土地利用	住民課

**【目標指標】**

指標	現状	目標
地籍調査進捗率	90.2% (R 5)	94.7% (R11)

**イ 管理不全空家等対策の推進**

- ・不動産登記法改正による相続登記の義務化（令和6年4月施行）を受けて、制度改正の内容等を住民に周知し、不動産の相続登記を促進する。
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正（令和5年4月施行）、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正（令和5年12月施行）を受けて、空家等の管理の適正化を促進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○空家等対策計画の改定	住宅・地域、 老朽化対策	建設課

**【リスクシナリオ6-5】**

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

**(1) 文化財の保護**

- ・文化財及び関連施設については、消火栓・消火器の設置状況等を巡視等により確認するなど、災害予防に努める。
- ・災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、耐震化を含む保存修理等を進め、指定文化財の保存・活用を図る。
- ・災害時には、点検見回りによる現状を把握し、危険箇所に対応する。

【施策分野：行政機能／担当課：教育課】

**(2) 地域コミュニティの維持****ア 協働体の育成と共助の推進**

- ・集落が衰退し、町土保全、食料生産などの多面的機能や地域防災力が低下することを防ぐため、住民自治組織、NPO法人、団体・企業など多様な主体で構成する「協働体」を育成し、生活支援などの取組を通じて、地域コミュニティの維持、強化を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○協働支援センターの活動の支援	行政機能、 地域との協働	未来創造課

**【リスクシナリオ6-6】**

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響

**(1) 風評被害対策****ア 正確な情報提供**

- ・災害時における風評被害を防ぐため、広島県、警察、消防や関係機関と連携して、正確な被害情報等を収集するとともに、多様な情報伝達手段を活用し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○多様な情報手段（町ホームページ、告知放送、データ放送、SNS等）を活用した情報発信	産業	政策企画課

**(2) 生産力の維持・回復対策****ア 事業者等との連携**

- ・農林業関連施設の管理者、生産者等に対し、施設の適切な維持管理を促進するとともに、災害復旧制度等の支援制度を周知し、早期の復旧を支援する。
- ・観光・レクリエーション施設の管理者、事業者等と連携して、防災・減災機能の強化、事業継続計画（BCP）策定の促進等により、早期の復旧を支援する。

【施策分野：産業／担当課：産業課】

## 第6章 施策の重点化、優先順位付けの検討

ここでは、第5章で整理した「強靱化のための施策の方針」について、各リスクの影響の大きさ、重要性等を考慮しながら、施策の重点化と優先順位付けを行う。

### 1 施策の重点化、優先順位付けの考え方

#### (1) 国・広島県の計画における重点化、優先順位付けの考え方

##### ア 国の計画

国土強靱化基本計画においては「限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。」とした上で、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連して実施する施策に重点を置いて、取組を進めることとされている。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」にあげられている対策項目は、次のとおりである。

- ① 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（78対策）
- ② 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（21対策）
- ③ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（24対策）

##### イ 広島県の計画

県強靱化計画においては、南海トラフ地震が起こった場合に甚大な被害が想定されていること、土砂災害危険箇所数が全国最多で過去に発生した土砂災害においても多くの尊い命が失われていること、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第1号）において「災害死をゼロにする」を目標に掲げ、県民総ぐるみ運動を展開していることなどを踏まえ、回避を優先する事態として次の事態があげられている。

##### <県強靱化計画における回避を優先する事態>

- ① 人命保護に直接関わる事態（12事態）
- ② 行政機能の大幅な低下につながる事態（1事態）

#### (2) 施策の重点化、優先順位付けの考え方

国土強靱化基本計画では「地域計画に基づいて地域の強靱化を図る上では、当該地域の社会・経済・自然等の特性や大規模自然災害等に対する脆弱性をできる限り具体的に分析・評価した上で、どの対策を優先し、重点化すべきかを明らかにすることが重要」とされている。

本町における施策の重点化については、国及び広島県の計画における重点化の考え方と本町の特性を踏まえ、次のような要素を総合的に勘案して、重点的、優先的に対応すべき事態を選定する。

##### <重点的、優先的に対応すべき事態を選定する要素>

- ① 人命の保護に直接関わる事態
- ② 行政機能の大幅な低下につながる事態
- ③ 県強靱化計画における回避を優先する事態との整合
- ④ 本町の特性（過疎化、高齢化、小規模・分散集落、住宅の老朽化等）を踏まえた対応すべき事態

## 2 施策の重点化、優先順位付けの検討

災害時における人命の保護、行政機能の大幅な低下の回避、県強靱化計画との整合、本町の特性に伴う事態への対応などを考慮しながら、重点的に対応すべき事態（リスクシナリオ）を次表のとおり14事態選定した。

また、これらのうち、人命の保護と本町の特性に伴う事態への対応を重視し、優先的に対応すべき事態を次表のとおり10事態選定した。

表 重点的、優先的に対応すべき事態（1/2）

事前に備えるべき目標	重点的に対応すべき事態 (リスクシナリオ)	うち優先的に対応すべき事態	
		(■)	優先的に対応すべき理由
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	■	・住宅の老朽化が進み、耐震化率も低い状況にあり、倒壊に伴う人的被害や火災発生のリスクが高い。
	1-2 地震に伴う建物密集等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	■	
	1-3 異常気象等による河川の氾濫等に伴う集落等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による防災能力の脆弱化に伴うものを含む）	■	・地形的な制約から、谷筋の河川沿いに集落が多く形成されており、災害リスクが高い。
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	■	・土砂災害警戒区域内等に住宅が多く分布し、災害リスクが高い。
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	—	—
	1-6 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生	—	—
	1-7 避難情報の伝達や避難行動の遅れ、避難行動要支援者に対する支援の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	■	・過疎化、高齢化、小規模・分散集落が多いことなどから、支援が遅れるリスクが高い。

表 重点的、優先的に対応すべき事態（2/2）

事前に備えるべき目標	重点的に対応すべき事態 (リスクシナリオ)	うち優先的に対応すべき事態	
		(■)	優先的に対応すべき理由
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	—	—
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	■	・本町は医療施設が少なく、災害時における医療機能の麻痺を回避する必要がある。
	2-3 不衛生なトイレなど劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	■	・住宅の倒壊等に伴う被災者が避難所へ殺到する事態への対応が必要である。
	2-4 被災地での食料・飲料水・生活用水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	—	—
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	■	・小規模・分散集落が多く、大規模災害時に孤立集落が発生するリスクが高い。
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	■	・行政機能の低下は、救命、救援機能の大幅な低下につながるリスクが高い。
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	■	・過疎化、高齢化、小規模・分散集落が多いことなどから、情報の収集・伝達、避難行動の支援などが遅れるリスクが高い。



表 重点的、優先的に対応すべきリスクシナリオの検討 (□：重点的に対応すべき事態 ■重点的かつ優先的に対応すべき事態)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	現計画における選定注-1	今回計画における選定					備考
			評価 (○：該当)				選定注-3注-4	
			人命保護	行政機能維持	県計画と整合注-2	町の特性対応		
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	□	○		○	○	■	・住宅の老朽化、低い耐震化率
	1-2 地震に伴う建物密集等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	□	○		○	○	■	・住宅の老朽化、低い耐震化率
	1-3 異常気象等による河川の氾濫等に伴う集落等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池、防災インフラの損壊・機能不全等による防災能力の脆弱化に伴うものを含む)	■	○		○	○	■	・谷筋に小規模集落が散在
	1-4 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など) 等による多数の死傷者の発生	■	○		○	○	■	・土砂災害特別警戒区域の住宅が多い。
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	■	○		○	○	□	・豪雪地帯 (庄原市東城町) に隣接
	1-6 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生	■	○			○	□	・豪雪地帯 (庄原市東城町) に隣接
	1-7 避難情報の伝達や避難行動の遅れ、避難行動要支援者に対する支援の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		○			○	■	・過疎化、高齢化、小規模分散集落による事態
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	□	○	○	○		□	
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療・福祉機能の麻痺	■	○		○	○	■	・医療施設の少なさに伴う事態
	2-3 不衛生なトイレなど劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生		○		○	○	■	・被災者の避難所への殺到による事態
	2-4 被災地での食料・飲料水・生活用水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	□	○		○		□	
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱							
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	■	○			○	■	・過疎化、高齢化、小規模分散集落による事態
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生		○					
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			○				
	3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	□	○	○	○	○	■	・救命、救援機能の大幅な低下につながる。
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下							
	4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響							
	4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響							
	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下					○		
	4-5 動物保護施設の被災による大量の動物の脱走に伴う町民生活・社会経済活動への甚大な影響					○		
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	■	○	○	○	○	■	・過疎化、高齢化、小規模分散集落による事態
	5-2 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) の長期間・大規模にわたる機能の停止							
	5-3 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止							
	5-4 上下水道施設、汚水処理施設、ゴミ処理施設等の長期間にわたる機能の停止							
	5-5 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響							
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態							
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等) の不足等により復興できなくなる事態					○		・担い手の減少等による事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態							
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態							
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失					○		・過疎化、高齢化に伴う事態
	6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響							

注-1：現計画における重点的、優先的に対応すべきリスクシナリオは、今回の策定作業における見直し (組替) 後のリスクシナリオに対応させて記載した。

-2：県計画との整合は、県強靱化計画における回避を優先すべき事態を、今回の策定作業における見直し (組替) 後のリスクシナリオに対応させて記載した。

-3：重点的に対応すべき事態 (□) は、評価項目2項目以上に該当する事態を選定した。

-4：重点的かつ優先的に対応すべき事態 (■) は、評価項目のうち「人命保護」及び「町の特性対応」に該当する事態を対象とし、近年の災害の発生状況等を考慮しながら選定した。

## 第7章 計画の推進方策

### 1 町民等との協働による町土の強靱化の推進

本計画に基づく防災、減災の取組を着実に進めるためには、町民、自主防災組織等の地域団体、NPO法人、事業所等と町が強靱化の目標を共有し、それぞれの責任と役割分担により主体的に取り組む協働による町土の強靱化を推進する必要がある。

このため、本計画を周知するとともに、町民、自主防災組織等の地域団体、NPO法人、事業所等の防災、減災に向けた取組を積極的に支援する。

### 2 町を取組体制の強化

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、本町の各分野における町土の強靱化に関連する施策については、本計画を指針として整合を図りながら実施する。

また、町土の強靱化に向けた施策は、町の全ての部署が関連することから、施策の実施にあたっては、関連部署の密接な連携を図る。

### 3 国、広島県、関係機関等との連携

本計画を着実かつ効果的に進めるため、国、広島県の支援を受けるとともに、近隣市町と連携し、町土の強靱化に向けたハード、ソフト両面の取組を強化する。

また、警察、消防、医療・福祉等の関係機関、防災、減災に係るNPO法人、事業者等と連携して、災害時における対応体制を強化する。

### 4 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実かつ効果的に推進するため、具体的施策の年次計画（アクションプラン）を策定し、毎年度、施策の取組状況、目標指標の達成状況、施策を進める上での課題等を把握・整理する。

また、課題等の把握に基づき、必要に応じてアクションプランの見直しを行う。

### 5 計画の見直し

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、国、広島県における施策の動向や長期総合計画をはじめとする町の他の計画等における毎年度の施策と整合を図る観点から、必要に応じて計画内容の修正を行う。

また、町土の強靱化を国土強靱化基本計画、県強靱化計画などの上位計画との整合を図りながら効果的に進めるため、上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて計画の改定を行う。

別紙 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(1/19)

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う多数の死傷者の発生	(1) 住宅・建築物等の耐震化	ア 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次神石高原町耐震改修促進計画（令和4年3月）を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。</li> <li>住宅の耐震化を促進するため、神石高原町木造住宅耐震診断事業及び神石高原町住宅耐震化促進支援事業を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震の被害想定では、本町では震度5弱から5強の地震が発生する可能性があると考えられる一方で、本町の建築物の耐震化率は県に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。</li> <li>住宅の耐震化に関する分かりやすい情報提供、耐震化に係る補助制度の周知、利用の促進等により、耐震性に問題のある住宅の耐震化を促進する必要がある。</li> <li>地震発生時における住宅の倒壊等による被害の低減を図るため、耐震シェルターの導入等を検討する必要がある。</li> </ul>
			イ 学校施設の耐震化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設は、耐震化率100%を達成（H25年度）しており、今後は、天井などの非構造部材の耐震化を進めることとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、非構造部材の耐震化を進める必要がある。</li> </ul>
			ウ 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次神石高原町耐震改修促進計画（令和4年3月）を策定し、広島県や関係団体等と連携し、耐震診断・改修の講習会や、耐震改修の工法の普及、耐震診断・改修に係る情報提供、知識の普及・啓発に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談できる身近な専門家がないという県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。</li> </ul>
			エ 家具固定の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震防災マップを作成し、その中で、家の中の安全対策として、家具等の固定方法について情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人被害を生じさせたことを踏まえ、家具の転倒防止策の必要性を周知し、家具固定の取組を促進する必要がある。</li> </ul>
			オ 大規模盛土造成地の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県では、大規模盛土造成地の土地所有者等が必要に応じて滑動崩落防止工事などを実施するよう、変動予測調査を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時等に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、必要に応じ、耐震化を推進する必要がある。</li> </ul>
			(2) 建築物等の老朽化対策	ア 公共施設の再編・整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定、令和4年3月改訂）に基づき、公共施設等の配置と量の適正化、施設の長寿命化などを基本原則として、公共施設等の総合的な管理を進めることとしている。</li> </ul>
		イ 学校施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定、令和4年3月改訂）に基づき、公共施設等の配置と量の適正化、施設の長寿命化などを基本原則として、公共施設等の総合的な管理を進めることとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校1校、小学校3校の体育館の改修を実施した。</li> <li>南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、老朽化が進む施設について、大規模改修または建替えを検討する必要がある。</li> </ul>	
		ウ 保育所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てを支援するため、保育所5施設を運営している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5施設のうち3施設は建替えを実施した。</li> <li>2施設は老朽化が進んでおり、建替え等を行う必要がある。</li> </ul>	

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う多数の死傷者の発生	(2) 建築物等の老朽化対策	エ 老朽空き家対策	・老朽化した空き家を解体し、地域の生活環境を保全するため、空家解体撤去費用に対する補助を行っている。	・人口・世帯数の減少や高齢化の進行などにより、今後も空き家等の増加が見込まれる。 ・災害時に倒壊等による危害が懸念される老朽空き家等について、解体や適正管理等の対策を図る必要がある。
		(3) 既存建築物等の安全対策	ア ブロック塀対策	・広島県と連携して、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止の取組を推進している。 ・広島県や地域住民等と連携して通学路沿いなどをパトロールし、危険と思われるブロック塀の所有者に指導を行うなど、ブロック塀の安全対策を推進している。	・南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。 ・子どもの安全のため、通学路沿いにあるブロック塀が倒壊するのを防ぐ必要があるが、そのためには所有者の理解と協力が必要である。
	1-2 地震に伴う建物密集等の火災による多数の死傷者の発生	(1) 大規模火災防止対策	ア 火災発生・延焼防止対策	・火災から町民の生命、身体、財産を守るため、福山地区消防組合と連携して、火災の防止と消防力の強化に向けた取組を行っている。	・住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図るとともに、地震による火災発生防止に向けた取組状況について定期的に把握し、地震発生時の住宅火災の発生を抑える必要がある。
			イ 大規模火災に対する地域防災力の向上	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	・各地域の中心集落などの住宅密集地においては、地震時、強風下などにおいて大規模な火災が発生し、町民の生命に危険を生じることが懸念される。
		(2) 消防団の充実・強化	ア 消防団の充実・強化	・消防団については、広報等を継続的に実施し、女性や若者の入団を促進するとともに、広域消防組合や自主防災組織等と連携を図りながら、消防組織の強化を進めている。	・消防団員の減少、高齢化が進行しており、出動範囲や体制の見直し等を行うとともに、関係機関等と連携を強化し、消防団の充実を図る必要がある。 ・消防団の安全確保のため、マニュアルの整備を進める必要がある。
			イ 消防設備等の充実・強化	・消防活動に必要な消防車両、資機材等を整備し、管理している。	・消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理する必要がある。
	1-3 河川の氾濫等に伴う浸水による多数の死傷者の発生	(1) 流域治水対策	-	・広島県においては、流域治水が進展している中、住民・事業者等の意識醸成や自治体等関係者における分野間の連携強化等の視点から、流域治水を加速するための取組を進めている。	・気候変動による降雨量の増大等により洪水等の被害が頻繁に発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの河川整備、下水の整備等をより一層加速する必要がある。 ・また、関係行政機関の緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	
		大項目	小項目			
1 直接死を最大限防ぐ	1-3 河川の氾濫等に伴う浸水による多数の死傷者の発生	(2) 豪雨災害等に強いインフラ整備	ア 河川対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、広島県による河川などの改修事業を実施している。</li> <li>広島県は「ひろしま川づくり実施計画2016」(平成28年3月)、「ひろしま川づくり実施計画2021」(令和3年3月)において、大規模な洪水などによる浸水対策などとして河川整備を推進することとしており、河川改修対象河川のひとつとして、阿下川が選定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、集中豪雨等による自然災害は多様化・大規模化し、想定を超えた自然災害も発生しており、あらゆる災害に対応するための総合的な防災体制の充実が求められている。</li> <li>「ひろしま川づくり実施計画2021」においては、効果的・効率的な施設整備等のハード対策だけでなく、流域のあらゆる関係者による治水対策の必要性があげられている。</li> <li>広島県の河川整備における防護達成人口率は、約6割と低位な状況にある。</li> </ul>	
			イ ダム対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町においては、帝釈川に、発電を目的とした帝釈川ダムが設置されている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>約20年前に、発電所の再開発と合わせてダムの発電機能及び安全性の向上のための工事が実施されているが、豪雨時により神龍湖の貯水量が急激に増加した場合や、大規模地震等に伴うダムの決壊等により、下流域において災害が発生することが懸念される。</li> <li>広島県によるため池耐震診断(令和4年度)において、「C:健全度が低い」と診断されたため池が2か所あり、豪雨時におけるため池の決壊等による災害の発生が懸念される。</li> </ul>
			ウ ため池対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池(防災重点ため池)の指定を行っている。</li> <li>町のWEB版ハザードマップにおいて「ため池に関するマップ」を作成、公表している。</li> <li>堤体決壊等の被害を未然に防止するため、ため池等整備事業を実施している。</li> </ul>		
			エ 通学路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町通学路交通安全プログラム(平成26年10月策定、令和3年10月改訂)に基づき、通学路の安全点検の定期的な実施、安全対策の検討・実施に努めている。</li> </ul>		
		(3) 河川防災情報の提供等	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、雨量・水位等のリアルタイム情報等の「河川防災情報」及び危険箇所や避難場所情報等の「洪水ポータルひろしま」を公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。</li> <li>小規模河川における水害リスク情報の提供(水害リスク情報の空白地域)が課題となっている。</li> </ul>	
		(4) 気候変動への適応	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化等の気候変動に起因する影響による災害その他の被害の防止又は軽減を図るため、地域気候変動適応計画を策定する必要がある。</li> <li>令和2年6月に公表された「気候変動×防災」戦略に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施していく必要がある。</li> </ul>	

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
1 直接死を最大限防ぐ	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	(1) 土砂災害等に強いインフラ整備	ア 土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県は「ひろしま砂防アクションプラン2016」(平成28年3月)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んできた。</li> <li>また「ひろしま砂防アクションプラン2021」(令和3年3月)では、平成30年7月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組むほか、重点対策に沿った土砂災害対策に取り組むこととしており、砂防事業として西父木野川支川3(父木野)、急傾斜事業として下市(福永)、門田原(油木)が選定されている。</li> <li>広島県では、山地災害を防止するため、治山施設の整備や既存の施設を点検・修繕を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町においては、約1,600箇所の土砂災害警戒区域(町地域防災計画附属資料(令和5年9月))を抱えており、県と連携しながら、整備を進めていく必要がある。</li> <li>本町は、1,000箇所以上の山地災害危険地区(町地域防災計画附属資料(令和5年9月))を抱えており、治山施設の整備等の対策に取り組む必要がある。</li> </ul>
			イ がけ地近接危険住宅の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町がけ地近接危険住宅移転事業により、土砂災害の危険性のある区域からの移転を促している。</li> </ul>	
		(2) 土砂災害等防災情報の提供	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県では「基礎調査実施計画」に基づき、小学校区ごとに基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定が完了した。</li> <li>広島県は、土砂災害警戒区域等や避難所情報を「土砂災害ポータルひろしま」で公表しているほか、土砂災害警戒情報等が発令される単位地区ごとの土砂災害発生の危険度情報等をGIS地図上に表示するなど、情報提供強化のための機能拡充を図っている。</li> <li>広島県では、山地災害を防止するため、市町に対し、町民の適切な避難実施に必要な情報を提供している。</li> <li>町では、土砂災害警戒区域等や避難所情報について、WEB版ハザードマップ、防災マップ(紙媒体)で公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域指定後も、警戒避難体制の整備、町民等への土砂災害危険区域等の認知度向上のための取組を進める必要がある。</li> <li>町民の迅速な避難行動につなげるため、日頃から土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、災害時に土砂災害等の危険性に関する情報をリアルタイムで提供する必要がある。</li> <li>町のWEB版ハザードマップは、広島県の防災情報等を踏まえ更新しているが、防災マップは更新が進んでいない。</li> <li>本町は、1,000箇所以上の山地災害危険地区(町地域防災計画附属資料(令和5年9月))を抱えており、ハード面の対策のほか、ハザードマップの作成等のソフト対策にも取り組む必要がある。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
1 直接死を最大限防ぐ	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	(1) 豪雪被害予防対策	ア 情報提供体制の強化	・町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備し、異常気象時（風雪、大雪、低温等）に、住民に対して注意喚起を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐためには早期・適切な退避行動が重要であり、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。</li> <li>情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、暴風雪や豪雪時等に重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。</li> </ul>
			イ 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。（再掲）</li> <li>各協働支援センターにおいて、地震防災訓練、講習会などを実施している。</li> </ul>	
		(2) 豪雪時道路交通対策	ア 道路交通の確保	・広島県と連携し、積雪時に道路事業者に委託して除雪作業を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中的な大雪に備え、道路交通確保の取組を推進する必要がある。</li> <li>雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手を確保する必要がある。</li> </ul>
			イ 道路交通対策の担い手の確保	・地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。	
	(3) 豪雪時エネルギーの確保	-	・電力事業者と災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定を締結している。また、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等の取組を進めるための協議を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒さによる死傷者の発生を防ぐとともに、災害時における被災者の生活を維持するため、豪雪時等における電力・燃料等のエネルギーを確保する必要がある。</li> </ul>	
		(4) 豪雪時の孤立者の支援	-		-
	1-6 豪雪時における地震など制御不能な事態の発生	(1) 複合的自然災害に強いインフラ整備	ア 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	・ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して、緊急時に着陸できる臨時ヘリポート適地を確保するとともに、場外離着陸場（三和）の管理を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上輸送が機能しない場合に備え、関係機関との連携による災害応急対策活動を実施するための体制整備とともに、ヘリポート等の保全・管理を行い、有効に活用する必要がある。</li> <li>場外離着陸場の整備が進んでいない。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
1 直接死を最大限防ぐ	1-7 避難情報の伝達の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	(1) 地域防災力の向上	ア 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進	・広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき、住民一人一人が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県、自主防災組織等と連携し、防災研修会や防災訓練等に取り組んでいる。	・住民一人一人の防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、参加しやすい防災教室の実施、防災教育など、各主体における自助・共助の取組を強化していく必要がある。 ・町職員、学校職員等に対し、災害、防災に関する知識、災害時等にとるべき行動の習得などに関する防災教育に取り組む必要がある。
			イ 協働体の育成と共助の推進	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。(再掲) ・各協働支援センターにおいて、地震防災訓練、講習会などを実施している。(再掲)	・地域における防災力の向上を図るためには、住民自治組織、NPO法人、団体・企業などによる「協働体」の取組が一層重要になる。
			ウ 自主防災組織等の活動の充実・強化	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。(再掲)	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ・自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。 ・自主防災組織が災害時に組織的に活動できるよう、平素から、非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制づくりを進める必要がある。
			エ 防災士の育成・活用等	・本町においては、平成28年度から、防災士の資格取得のための金銭的支援を行っている。	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。(再掲)
		(2) 要配慮者の支援	ア 要配慮者の支援体制の確立	・神石高原町第9期高齢者プラン(令和6年3月)を策定し、在宅の避難行動要支援者の把握、災害時の避難支援プラン(個別計画)の作成などを進めることとしている。	・社会福祉協議会、自治振興会・自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等により、災害時における要配慮者等の支援体制の構築に取り組む必要がある。
			イ 避難行動要支援者の支援	・同上	・近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行う必要がある。 ・避難行動要支援者名簿の登録率は約61%、個別計画策定者数の割合は約33%と低い。

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
2 関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の不足	(1) 危機管理体制の維持・強化	ア 関係機関の連携体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>福山地区消防組合及び消防署においては、国の補助等を活用した装備資機材の整備について市町に助言するとともに、消防職員の知識・技能向上のための教育訓練を実施している。</li> <li>県内広域消防応援協定、緊急消防援助隊受援計画により広域応援体制を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福山地区消防組合及び消防署の装備資機材の強化、消防職員の知識・技能の向上を図る必要がある。</li> <li>地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。</li> </ul>
			イ 民間団体等との連携体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県においては、多くのNPO等が、災害時の支援調整の仕組みづくり、支援等に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応に関連する民間企業、地域の専門家、NPO等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制の活用等により、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施するなど、災害対応業務の実効性を高める必要がある。</li> <li>また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。</li> </ul>
		(2) 地域における救助・救急活動対策	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な救助・救急、医療活動等が行われるよう、自治振興会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みの構築が必要である。</li> </ul>
	2-2 医療・福祉施設の被災等による医療・福祉機能の麻痺	(1) 病院の防災機能の強化	ア 町立病院の電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>町立病院の建替えにより、非常用電源を確保した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給停止等による情報通信が麻痺・長期停止する場合に備え、医療・福祉施設等において、必要な電源を確保する必要がある。</li> <li>大規模災害時に医療・福祉施設等において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を検討する必要がある。</li> </ul>
			イ 町立病院の給水機能の確保	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、病院の診療機能を3日程度維持するために必要な給水設備を設置する必要がある。</li> </ul>
			ウ 事業所等との連携	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶に対処するため、事業者等と緊急車両や救助・救急、医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的供給に関する協定を締結し、燃料の安定確保を図る必要がある。</li> </ul>
		(2) 病院の防災体制の強化	ア 医療機関の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に災害時用医薬品等の備蓄更新を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。</li> <li>災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。</li> </ul>
			イ 医療・救護体制の強化	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害に対応するため、関係各機関と連携して、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入体制を整備しておく必要がある。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
2 関連死を最大限防ぐ	2-2 医療・福祉施設の被災等による医療・福祉機能の麻痺	(2) 病院の防災体制の強化	ウ 医療・介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師・看護師等の医療従事者不足の解消を図るため、広島県に対し、医療人材確保の要望活動を行うとともに、「神石高原町医療従事者育成奨学金貸付」制度を設け、人材の確保に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から医師、看護師、介護従業者が不足している。</li> <li>今後も、労働力人口の減少による人的資源の縮小、災害や感染症における急激な感染拡大が生じた場合の医療・介護人材の不足が見込まれることから、広島県、関係機関と連携し、人材確保、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要がある。</li> </ul>
			(1) 避難所の機能の充実・強化	ア 避難所の施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町地域防災計画（令和5年9月）においては、28か所の避難所と3か所の福祉避難所を位置づけ、災害時の避難場所を確保することとしている。</li> <li>地域避難所におけるエアコン設置、避難所の備蓄品の更新等を行っている。</li> </ul>
	イ 避難所の良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>「神石高原町避難所設置・運営マニュアル」（令和5年9月）の改定を行った。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における生活環境の安全・安心の確保、多数の被災者の健康・心理状態の悪化の防止、軽減のため、避難所における良好な生活環境を形成する必要がある。</li> </ul>	
	ウ 避難所におけるトイレの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国においては、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月改定、内閣府（防災担当））」により、避難所における劣悪なトイレ環境の改善に向けた取組等を紹介している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における不衛生なトイレなど、劣悪な避難生活環境による避難者の健康状態の悪化、感染症の蔓延等を防ぐ必要がある。（再掲）</li> </ul>	
	エ 地域資源の避難所としての活用	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>集落における避難所を確保するため、地域のお寺、神社、宿泊施設等の避難所としての利用の可能性を検討する必要がある。</li> <li>避難所としての利用が可能な場合には、避難所利用、避難者受入等に係る協定を締結するなど、身近な場所における避難所の確保に取り組む必要がある。</li> </ul>	
	(2) 避難所の運営体制の強化	ア 避難所の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町地域防災計画（令和5年9月）においては、28か所の避難所と3か所の福祉避難所を位置づけ、災害時の避難場所を確保することとしている。（再掲）</li> <li>「神石高原町避難所設置・運営マニュアル」（令和5年9月）の改定を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に避難所等が有効に活用されるよう、施設・設備の充実を図るとともに、迅速に開設・運営できる体制を構築する必要がある。</li> </ul>	

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
2 関連死を最大限防ぐ	2-3 多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	(2) 避難所の運営体制の強化	イ 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国においては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月)を策定し、災害対応において女性職員の参画を図るほか、障害者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないように配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における避難者の多様なニーズに対応した避難所運営等のため、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を進めることが必要である。また、行政機関のあらゆる災害対応において、女性職員の参画を図ることが必要である。</li> </ul>
			ウ 福祉避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>3施設が福祉避難所に指定されている。</li> <li>広島県では、市町における福祉避難所の指定が円滑に行えるよう、実施市町の事例等を紹介するなど、市町における福祉避難所の指定を促進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないように、福祉避難所の確保・充実を図る必要がある。</li> </ul>
		(3) 被災者の支援体制の強化	ア 被災者の支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県では、災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため関係職能団体(17団体)と協定を締結し、研修会を実施するなどの体制の強化を図っている。</li> <li>被災者からの相談に対応するため、健康衛生課を中心として対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うための体制づくりを行う必要がある。</li> <li>被災者の状況把握や、県・他市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。</li> <li>避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。</li> <li>被災者の孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するため、広島県等と連携し、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。</li> </ul>
			イ 要配慮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉活動計画(神石高原町社会福祉協議会)に基づいて、高齢者等の福祉に係る支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者の支援体制の整備の中で、災害時における支援体制について整備する必要がある。</li> <li>災害時要配慮者の避難所等における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。</li> </ul>
			ウ ボランティア体制の構築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉活動計画(神石高原町社会福祉協議会)で、被災時における地域との防災の取組、災害ボランティアセンターの立ち上げ準備を行うこととしている。</li> <li>広島県社会福祉協議会と連携し、事前登録災害ボランティアの募集を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町社会福祉協議会、地域住民団体等の関係機関・団体の連携を強化し、ボランティア体制の構築を図る必要がある。</li> <li>被災者支援を円滑に行うため、ボランティアを確保するとともに、受入体制を構築する必要がある。</li> <li>ボランティア活動のノウハウ等を充実させる必要がある。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)		
		大項目	小項目				
2 関連死を最大限防ぐ	2-3 多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	(4) 遺体、被災動物への対応	ア 遺体への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県と連携し、円滑な遺体対応として、検視に必要な体制整備等を行っている。</li> <li>広島県では、広域火葬が円滑に実施されることを目的に、広島県広域火葬計画（令和4年7月）を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震などで多数の死者が生じた場合、遺体の取扱いを遅滞なく進める必要がある。</li> <li>災害時における広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬体制を整備する必要がある。</li> <li>死者が感染症への感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。</li> <li>迅速に身元確認等を実施するため、検視及び鑑識担当等の情報共有態勢を構築する必要がある。</li> </ul>		
			イ 被災動物への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県では「広島県動物愛護管理推進計画」（令和3年9月改定）に基づき、広島県地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。</li> <li>本町においても、町地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。</li> <li>基幹避難所において、ペットの飼育スペースを確保している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時には放浪・逸走動物や負傷動物が多数生じるため、これらの動物の保護・収容、飼養場所の確保や飼養管理が必要である。</li> <li>多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のスペースの確保に努める必要がある。</li> </ul>	
		(1) 物資調達・供給の連携体制の整備	ア 行政機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町が属す備後圏域連携協議会では、食料や飲料水、生活必需物資等の安定確保のため「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。</li> <li>備後圏域連携協議会と中海・宍道湖・大山圏域市長会は、「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。</li> <li>県及び各市町は、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」を締結している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないよう、平素から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。</li> </ul>
			イ 事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>町と事業所、関係団体等は、生活関連商品等の安定確保を図るため、災害時における物資供給等に関する協定を締結している。</li> </ul>			
	(2) 非常用物資の備蓄等	ア 非常用物資の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎、各支所管内（油木地域除く）に備蓄庫を設置している。</li> <li>本庁及び各支所において食料、飲料水等を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。</li> </ul>			
		イ 生活用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活用水が不足し、衛生環境が悪化しないよう、再利用水や井戸水の活用等について、普及啓発を図る必要がある。</li> </ul>		
	(3) 災害時の上水の確保	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県水道広域連合企業団において、水道施設の維持管理、施設の再編整備等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の老朽化が進んでおり、災害時に上水道等の機能が停止することが懸念され、広域的な連携により上水を確保する体制を整備する必要がある。</li> </ul>			

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
2 関連死を最大限防ぐ	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	(1) 帰宅困難者対策	ア 帰宅困難者の支援	・広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）では、南海トラフ巨大地震発生時の本町における帰宅困難者は771人、滞留者は516人と想定されている。	・災害時に、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生しないよう、住民等に対し、むやみに移動を開始しないことや一定期間の滞留に必要な備蓄の必要性を周知する必要がある。
			イ 事業所等との連携	・広島県では、民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」を整備している。	・徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対する支援策を検討する必要がある。
			ウ 道の駅の活用	・道の駅さんわ 182ステーションは、町地域防災計画において、避難地に指定されていないが、R6年度に備蓄庫を整備し、帰宅困難者の一時避難（車中避難）も可能となるよう整備することとしている。	・広島県は、避難場所等に指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進する方針であり、道の駅さんわ 182ステーションについても、活用する必要がある。
2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	(1) 災害時孤立集落対策	ア 孤立の可能性がある集落の把握	・平成26年に「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生に関する状況フォローアップ調査」（内閣府政策統括官(防災担当)）が実施され、本町においては、孤立可能性のある集落が国基準で10か所（県基準では33箇所）把握されている。	・本町は、山あい小規模な集落が分散して形成され、幅員の狭い道路で結ばれている集落が多く、災害時に通行不能か所が多く発生し、孤立集落が同時多発する可能性がある。 ・災害時に孤立する可能性のある集落についてデータベース化し、迅速かつ的確な支援へつなげる必要がある。	
		イ 非常用物資の備蓄	・神石高原町地域防災計画（令和5年9月）においては、集落が孤立する場合に備え、次の取組を行うこととしている。（以下要約） ・飲料水、食糧、日用品等の備蓄 ・情報通信手段の確保 ・救助・救援体制の確立 ・避難計画の整備や避難訓練の実施	・災害時に孤立する可能性のある集落について、非常用物資の備蓄状況等を確認するとともに、必要な備蓄量を確保する必要がある。	
		ウ 道路網の整備	-	・災害時に孤立する可能性のある集落に通じる道路の防災対策を推進するとともに、農林道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。	
		エ ドローンの活用による支援	・災害時におけるドローン利活用（物資輸送、災害状況の把握等）について、担い手育成（地産地防）を進めている。	・災害時における孤立集落の情報収集及び支援物資の輸送のため、ドローンを活用する必要がある。 ・災害時におけるドローンの活用について、民間企業と連携し、速やかな支援を行う必要がある。	
		オ 救助・救援体制の確立	-	・本町の散在集落においては、高齢化が進んでおり、災害時に孤立集落が発生する場合に備えて、迅速な救助・救援体制を確立しておく必要がある。	

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
2 関連死を最大限防ぐ	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生	(1) 疫病・感染症対策	ア 疫病・感染症対応体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ行動計画に基づいて、R1年に伝達訓練を実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の発生により対策本部の設置、会議開催、対策等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえて、感染症対策の見直しを検討する必要がある。</li> <li>・避難所等におけるトイレの衛生環境の悪化を防ぎ、ノロウイルスなどの感染症のまん延を防ぐ必要がある。</li> <li>・避難生活における健康管理面での留意情報などを周知する必要がある。</li> </ul>
			イ 予防接種の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県では、定期的予防接種の実施主体である市町に対し、確実に予防接種が行われるよう、積極的な働きかけを実施している。</li> </ul>	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	(1) 自助・共助の取組強化	ア 地域における防犯連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興会等を通じて防犯に係る啓発を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織をはじめとする地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで犯罪の抑止に取り組む必要がある。</li> <li>・被災地における犯罪の抑止・牽制を徹底するため、警察をはじめとする様々な関係機関、団体等が連携し、きめ細かい警戒活動を実施する必要がある。</li> <li>・災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生じることから、被災地における治安の維持を図る必要がある。</li> </ul>
			イ 防犯活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県では、被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を行っている。</li> </ul>	
	3-2 町職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下	(1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持	ア 庁舎の電源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の建替えにおいて、非常用電源を整備した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力供給停止等による情報通信が麻痺・長期停止する場合に備えて、本庁舎及び各支所等において、必要な電源を確保する必要がある。</li> <li>・災害対策活動拠点である本庁舎、各支所のネットワーク機器等が損傷し、情報システムの使用に支障が生じないよう、対策を講じる必要がある。</li> </ul>
			イ 庁舎の情報システムの防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の建替えにおいて、情報システムの防災対策機能の強化を図った。</li> </ul>	
		(2) 危機管理体制の維持・強化	ア 災害時の対処能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県では、市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて市町に災害対策運営要領等の自己点検を促すとともに、その結果に対する外部評価、専門家派遣によるマニュアル等の修正への指導・助言を実行し、実効性確保のための訓練を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実などを通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。</li> <li>・町の初動応急対応は、災害時等の職員初動マニュアルに基づくこととしているが、専門的・客観的視点から点検し、実効性が確保されたものとなるよう、適宜見直しを行う必要がある。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2 町職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下	(2) 危機管理体制の維持・強化	イ 災害時における業務継続	・大規模な地震災害等が発生した場合でも適切な業務を行うことを目的に、神石高原町業務継続計画(BCP)(平成29年3月)を策定している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月豪雨等を踏まえるとともに、「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」(令和5年5月 内閣府)等を参考に、町業務継続計画(BCP)を検証し、見直す必要がある。</li> <li>被災者の状況把握や、県・他市町間の円滑な連携を進めるための体制を整備する必要がある。</li> <li>防災に必要な情報の収集発信、避難行動要支援者の支援、ドローンを活用した被災状況の把握と救援活動など、防災活動を効果的・効率的かつ迅速に進めるため、デジタル技術の活用を進める必要がある。</li> </ul>
			ウ 広域的応援体制の構築	・広島県は、広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備している。	
			エ デジタルを活用した危機管理体制の強化	-	
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の低下	(1) 産業等の災害対応力の強化	ア 事業継続の促進	・広島県と連携し、地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定の普及啓発をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時においても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPを策定する必要がある。</li> </ul>
			イ 農林業基盤・施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県と連携し、地すべり防止施設の適切な維持管理を行っている。</li> <li>農道、林道等の基盤整備を進めている。</li> <li>本町においては、農林業等関連施設27施設を運営している。</li> </ul>	
	(2) 食料等の流通の維持	ア 道の駅等の食料等流通機能の維持	・道の駅さんわ 182ステーションは、農産物等直売所、レストラン、コンビニなどが併設されており、食料品等の流通拠点としての役割を果たしている。	・災害時における食料等の安定的供給を確保するため、道の駅さんわ 182ステーションを活用する必要がある。	
		4-3 用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	(1) 水資源の有効利用	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時における水資源を確保するため、雨水の利用の促進に関する法律に基づく雨水の利用等の普及・推進を図る必要がある。</li> <li>気候変動等の影響により、今後、渇水等の更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、水資源の有効利用、危機時における代替水源の確保等を進めるとともに、節水方法等についての普及啓発を図る必要がある。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-4 農地・森林等の被害に伴う町土の荒廃等	(1) 農地の維持管理等	ア 農地の維持管理	・神石高原町農業振興ビジョン（令和4年4月）を策定し、自然循環機能を増進し、安全で良質な農産物に対する消費者の需要に応えるための取組等を進めている。	・農地の保全に向けて農業振興を図る必要があるが、遊休農地の発生、集落法人設立、農地の集積、集約化、担い手、後継者確保等が引き続き課題となっている。
			イ 農業用水利施設対策	・農業用水利個別施設計画を作成し、緊急性の高い箇所から改修・整備を実施している。 ・仙養地区のかんがい（灌漑）施設について、平成28年度に機能保全計画を策定したほか、平成30年度には、支線水路の漏水量調査を実施した。	・今後、農業用水利施設の老朽化が進み、耐用年数を超えた施設の補修・更新が集中することが予測されるため、農業用水利個別施設計画に基づき、計画的に改修・整備する必要がある。 ・農業水利施設等の耐震化を進めるための人材確保等が必要である。 ・仙養地区のかんがい（灌漑）施設について、機能保全計画に基づいて、ポンプ施設、幹線水路の修繕等を行う必要がある。
		(2) 森林の維持管理等	ア 松枯れ対策	・神石高原町森林整備計画（令和4年3月）を策定し、重視すべき森林機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとしている。	・松枯れ被害が顕著なため、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全の観点から、被害状況を把握し、被害が少ない松林は被害木の伐倒駆除を行うなど、松林の保全を図る必要がある。
			イ 森林の維持管理	・同上	・人工林について、所有形態が小規模零細であり、林業採算性の悪化、過疎・高齢化の進行などによる森林所有者の林業経営意欲の低下から、間伐等の手入れ不足の森林が増加している。 ・町内外の素材生産業者により木質バイオマス発電用向けに天然林が伐採されているが、その多くが町外の発電施設等に出荷されているため、町内での木質バイオマスの利活用を検討する必要がある。
		(3) 有害鳥獣対策	-	・鳥獣被害対策実施隊員確保事業により、活動経費助成や捕獲報奨金の支払い、わな購入補助などを行い、捕獲員の活動を支援している。 ・神石高原町有害鳥獣捕獲対策協議会において、役員会・総会を通して意見交換を実施している。	・農地・森林等の保全を図る上では、農林業の振興とあわせて、有害鳥獣対策を講じる必要がある。
		4-5 動物保護施設の被災による町民生活等への甚大な影響	(1) 被災動物への対応	ア 動物保護施設の安全管理対策	・本町には、約1,700頭の犬を飼養している大規模な動物保護施設がある。

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
5 情報、ライフライン等の被害の最小限化と早期復旧	5-1 情報サービスの停止による避難や救助が遅れる事態	(1) 災害情報収集伝達体制の整備等	ア 災害情報収集伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備している。</li> <li>災害時における町民の安全を確保するため、町地域防災計画、町避難情報等の発令・伝達マニュアルに基づいて避難情報を発令し、避難誘導を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の大規模な自然災害時において、避難情報が住民の避難行動につながらず、多数の死傷者が発生しており、避難行動に有効な避難情報の発信、伝達を行う必要がある。</li> <li>災害時において、道路の被災状況や交通状況など、道路・交通に関する情報を把握し、迅速に提供する必要がある。</li> </ul>
			イ 災害情報伝達手段の多重化、多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>町ホームページ、広報誌等を通じて、気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である「広島県防災情報メール通知サービス」の登録を促進している。</li> <li>町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備、令和4年度にはかがやきアプリを構築し、住民に対し、行政告知放送、災害情報など一体的に情報提供を行っている。</li> <li>民間事業者と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害時における防災情報の発信を行っている。</li> </ul>	
		(2) 災害情報伝達システムの整備	ア 災害情報伝達システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備、令和4年度にはかがやきアプリを構築し、住民に対し、行政告知放送、災害情報など一体的に情報提供を行っている。（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な施設・設備であるため、継続的かつ定期的に設備の交換を行う必要がある。</li> </ul>
			イ 災害情報伝達システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害時において、光ケーブルの損傷、基地局の停電などにより地上の情報通信網が機能停止する事態が想定され、これに対応した情報伝達システムを整備する必要がある。</li> </ul>
			ウ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県が運営管理する防災情報システム（広島県防災web等）により、情報共有を行っている。</li> <li>災害時における広島県、関係機関等との情報の伝達手段を確保するため、広島県が運営管理する防災行政無線（広島県総合行政通信網）を活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる災害時において、様々な情報を迅速かつ的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。</li> <li>防災インフラの長期間にわたる機能不全を回避するため、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。</li> </ul>
		(3) 要配慮者に対する情報伝達の支援	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者プラン、障害者プラン、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に基づいて、要配慮者の福祉に係る支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報等が、要配慮者にも迅速、的確に伝わるよう、情報提供の充実を図る必要がある。</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
5 情報、ライフライン等の被害の最小限化と早期復旧	5-2 電力供給の長期間・大規模にわたる機能の停止	(1) 災害時の電力の確保	-	・循環型社会の形成を進めるとともに、災害時における電力確保に資するため、太陽光発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの利用を促進している。	・災害時に、防災拠点、避難所等において電力の供給が長期にわたって途絶えることのないよう、再生可能エネルギーの導入など、対策を講じる必要がある。
		(1) 災害時の燃料の確保	-	-	・災害時に石油・LPガス等の燃料の供給が長期にわたって途絶えることのないよう、対策を講じる必要がある。
	5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止	(1) 災害時の上水道対策	ア 水道施設の老朽化対策等	・広島県水道広域連合企業団神石高原事務所（以下「県水道企業団神石高原事務所」という。）は、老朽管の更新、緊急時の給水確保等を進めている。	・老朽化が進む上水道施設の耐震化と機能強化を進める必要がある。 ・簡易水道の老朽管布設替えは、財源の制約による工事期間の長期化等が懸念される。 ・水道管の耐震化を進める必要がある。
			ア 農業集落排水処理施設対策	・神石高原町下水道事業経営戦略（農業集落排水事業、平成29年3月）を策定し、「安全・快適な下水道サービスを持続的に提供する。」ことを基本理念として、事業を展開している。	・既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。 ・農業集落排水施設最適整備構想（平成26年度）に基づき整備計画、修繕計画を策定し、整備等を進めているが、計画の見直しが必要となっている。 ・豪雨時などに雨水（不明水）の混入により流入量が増加し、処理に影響を与える懸念があり、不明水の混入究明調査と対応（修繕）が必要である。
		イ 浄化槽対策	・浄化槽設置整備事業（補助金）により、浄化槽の設置を促進している。 ・浄化槽の設置や変更などに関する情報提供を町ホームページで行っている。	・浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。 ・災害時において被災した浄化槽に迅速に対応するため、浄化槽の実態把握を行う必要がある。	
		ウ し尿処理対策	・し尿処理場は、三和地区に1か所設置し、運営している。	・し尿処理場について、供用開始から45年が経過し、建屋の老朽化が著しく、耐震性もない状態である。	
		(3) 災害時のゴミ処理対策	-	・神石高原町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）を策定し、地震及び大規模風水害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の促進を図ることとしている。	・災害ゴミの処理が迅速に行えるよう、災害ゴミの仮置場の選定を速やかに行うとともに、住民等に周知する必要がある。 ・本町処理施設で処理できない災害廃棄物については、町外処理施設で処理する必要があり、広島県、他市町、民間事業者等と連携し、災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制を構築する必要がある。
			-	-	-

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
5 情報、ライフライン等の被害の最小限化と早期復旧	5-5 地域交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響	(1) 災害に強い道路ネットワークの構築	-	・広島県道路整備計画2021（令和3年3月、広島県）では、県土強靱化のための道路ネットワークの強化に向け、道路ネットワークの多重性・代替性の確保、緊急輸送道路における法面对策や橋梁耐震補強の推進等に取り組むこととしている。	・地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。 ・本町においては、地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在している。また、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。
		(2) 緊急輸送体制の整備	ア 交通事業者等との連携	・緊急時に、バス事業者に対して、人員の輸送を要請している。	・災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。
6 社会・経済の迅速、強靱な復興の条件整備	6-1 復興ビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態	(1) 復興まちづくりに向けた平時における取組	-	-	・被災後、地域の課題や特性を踏まえ、より良い復興を迅速に果たすために、従前からの防災・減災対策、国土強靱化対策に加え、地域の復興を先取りし、災害に備える「事前復興」の取組を進める必要がある。
		(1) 復旧・復興を支える人材不足等により復興できない事態	ア 復旧・復興体制の整備	-	・災害時の被災者支援が迅速かつ効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、町内事業所等が連携して取り組む必要がある。
	イ 建設業の担い手の確保		・地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。（再掲）	・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための体制づくりを進める必要がある。 ・建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など重要な役割を担っているが、建設業就業者数は年々減少し、高齢化が進行している。 ・今後も地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくため、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。	
	ウ 被災建築物・被災宅地の危険度判定体制の整備		・余震等に伴う二次被害の防止など震災に迅速に対応するため、広島県、関係機関と連携して、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保等を図ることとしている。	・町内の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士登録者数はわずかであり、迅速な震災対応を可能とするための体制整備を図る必要がある。	
		エ 応援体制の整備	・備後圏域連携協議会を組織する市町による災害時の相互応援に関する協定の締結などにより、応急復旧に係る相互応援体制を整備している。	・大規模災害時に速やかに復旧するため、広域的な応援体制づくりを行う必要がある。	

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
6 社会・経済の迅速、強靱な復興の条件整備	6-3 災害廃棄物の処理の停滞による復興の大幅な遅れ	(1) 廃棄物処理対策	ア 災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）を策定し、地震及び大規模風水害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の促進を図ることとしている。（再掲）</li> <li>広島県では、災害時における災害廃棄物処理、平常時における取組事項など、市町に対して技術的支援・助言を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、早期の復興・復旧には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠であり、事前に、災害廃棄物処理に関し必要な項目を定めておく必要がある。</li> <li>本町処理施設で処理できない災害廃棄物については、町外処理施設で処理する必要があり、広島県、他市町、民間事業者等と連携し、災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制を構築する必要がある。（再掲）</li> <li>災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた人材の育成を進める必要がある。</li> </ul>
			(1) 被災者の住宅確保	ア 仮設住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県は、住居を失った被災者の居住場所の早期確保のため、建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルの作成や仮設住宅建設候補地台帳の更新を行っている。</li> </ul>
	イ 公営住宅等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅を223戸管理している。（令和5年3月末時点）</li> <li>神石高原町営住宅長寿命化計画（令和5年3月）を策定し、町営住宅の効果的、効率的な維持管理と整備等を推進している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅の老朽化が進んでいる。</li> <li>災害時に、住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所を早期に確保する上で、町営住宅の空き家数では不足が生じる。</li> </ul>	
	(2) 土地・建物の管理等の適正化	ア 地籍調査の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の正確な地籍が確認できるよう地籍調査を進めているところであり、三和は全地区登記完了、豊松は全地区調査完了している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要である。町内の地籍調査の進捗率は90%で、残る地区について引き続き調査を進める必要がある。</li> </ul>
		イ 管理不全空家等対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>神石高原町空家等対策計画（令和3年3月）を策定し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の倒壊等による危害を防ぐため、登記等がされていない土地の解消、管理不全空家等の解消に向けた取組を進める必要がある。</li> </ul>
	6-5 文化財の喪失等による文化の衰退・損失	(1) 文化財の保護	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>町指定文化財の災害対策、樹木など天然記念物の枯損対策が必要である。</li> </ul>
			(2) 地域コミュニティの維持	ア 協働体の育成と共助の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会の活動を維持・活性化するため、各地域における活動の核として設立された「協働支援センター」の取り組みを支援している。（再掲）</li> </ul>

事前に備えるべき目標 (一部要約)	リスクシナリオ (一部要約)	施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)
		大項目	小項目		
6 社会・経済の迅速、強靱な復興の条件整備	6-6 風評被害等による町の経済等への甚大な影響	(1) 風評被害対策	ア 正確な情報提供	-	・災害時における風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。
		(2) 生産力の維持・回復対策	ア 事業者等との連携	-	・災害に伴う農林業関連施設、観光・レクリエーション施設の長期的閉鎖は、産地及び観光地としてのイメージ低下、集客力の低下につながることから、早期の復旧に取り組む必要がある。

## 参考 1 用語解説

### ■あ行

---

#### インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略語。産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

#### SNS

Social Networking Serviceの略語。共通の趣味等を持つ人たちとの交流を目的としたインターネット上のサービスの総称のこと。投稿者 (人や企業) がインターネット上に情報を掲載することにより、その内容に興味のある人が容易に情報を得ることができる。

#### NPO

Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。

### ■か行

---

#### 皆伐

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採すること。

#### 滑動崩落

谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする、盛土の地滑りの変動のこと。

#### 環境貢献林整備事業

手入れ不足の人工林について、森林の水源かん養機能、土砂災害防止機能及び生物多様性保全等の公益的機能を回復し、持続的に発揮させるため、間伐等に必要な経費を補助する事業。事業実施にかかる協定書を締結した人工林で、原則、山腹傾斜20度以上かつ保全すべき対象 (道路や集落など) から 250m未満にあり、過去15年間 (保安林については過去10年間) に一度も整備されず放置され、分収林契約を締結していない人工林が補助対象となる。

#### 感電ブレーカー

地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置のこと。

#### 管理不全空家等

空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等のこと。

#### 基幹避難所

災害による危険を回避するために、一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで帰宅困難者が待機する施設。又は、災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。各地区において、地震、風水害に対応した基幹避難所を、役場本庁又は支所と連携しやすい場所に1か所配置する。(神石高原町地域防災計画より。)

#### 「気候変動×防災」戦略

想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる気候危機時代に対応するため、気候変動対策と防災・減災対策とを効果的に連携して取り組んでいくもの。

## 協働

複数の主体が対等の立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。

## 業務継続計画（BCP／Business Continuity Planning）

組織が自然災害などの緊急事態の発生により、自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下にあっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能にするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。行政組織では業務継続計画、企業等では事業継続計画と呼ばれることが多い。

## 橋梁・トンネル危険度

橋梁・トンネル等の健全性（危険度）は「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年国土交通省告示第426号）に基づいて評価される。同告示では、橋梁・トンネル等の健全性（危険度）を4区分（Ⅰ～Ⅳ）に分類しており、「Ⅰ」が健全な状態、「Ⅱ」が予防保全段階（道路トンネルの機能に支障はないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）、「Ⅲ」が早期措置段階（道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）、「Ⅳ」が緊急措置段階（道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）とされている。

## 緊急輸送道路

阪神・淡路大震災を教訓とし、地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施することを目的として、各都道府県において策定された「緊急輸送道路ネットワーク計画」で指定された路線で、役割に応じ、第一次～第三次まで設定されている。本町においては、第一次緊急輸送道路として、国道182号、（主）吉舎油木線（深安消防署安田出張所前～小島交差点）、第二次緊急輸送道路として、（主）芳井油木線、（主）三原東城線、（主）新市七曲西城線、（主）吉舎油木線（小島交差点～高蓋）、（一）布賀油木線が指定されている。

## クラウド型被災者支援システム

被災者支援業務の効率化のために開発されたシステムで、避難所運営からその後の被災者支援まで、一つの台帳の横断的な運用により支援が可能となる。住基情報をベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請等が行えるほか、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成機能等も備えている。

## 減災

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提にたち、起こりうる被害を最小限にとどめ、短期化しようとする防災の取組のこと。

## 公共施設の長寿命化

公共施設等（町有財産のうち、公共施設（建築系施設）、インフラ系施設（道路、橋りょう、河川、上下水道、ケーブルテレビ光ファイバー網等））について、損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う予防保全型の施設管理において、施設の使用期間を延伸させる点検・維持管理・修繕等の取組のこと。

## 公共情報commons（Lアラート）

地方公共団体等が発信する災害等の安心・安全に関わる情報を集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、住民向けに迅速かつ効率的に一括配信するための共通基盤のこと。

## 公衆無線LAN

電気通信事業者や自治体等のサービス提供者が無線LAN（Local Area Network）のアクセスポイントを設置して、飲食店や宿泊施設、交通機関、競技場等においてインターネット接続サービスを提供するもの。無線LANを指す用語として、Wi-Fiを用いることも多い。

## 洪水ポータルひろしま

広島県が運営するサイトで、河川ごとの浸水想定区域図を公開しており、洪水により相当な損害が生じるおそれがある区域を確認することができる。

## 国土強靱化

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。

## ■ さ行

---

### 災害拠点病院

災害時に発生する重症傷病者の受入れや災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣などの機能を有する病院で、災害医療体制の充実強化のため都道府県が指定する。本町近隣の災害拠点病院は、福山市民病院、日本鋼管福山病院（以上、福山市）、総合病院庄原赤十字病院（庄原市）が指定されている。（令和6年4月時点）

### 災害時帰宅支援ステーション

災害時における徒歩帰宅者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。

### 災害弱者

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、支援を必要とする人々のこと。具体的には、要介護者、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊婦など。

### 災害福祉支援ネットワーク

災害時に要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るための支援体制を構築するネットワーク。要配慮者に対する福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を組成するとともに、災害発生時にDWA Tの活動が円滑に実施できるよう、平時におけるチーム編成、派遣方法等の整理及び研修・訓練等を実施している。

### 再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、永続的に利用できると認められるエネルギー。例として、太陽光、風力、水力、波力、地熱等があげられる。

### 里山林

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。

### サプライチェーン

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れ。

## 自主防災組織

災害時、地域に住む人が自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織のこと。

## 事前復興まちづくり計画

大規模災害発災後の復興を円滑に進める観点から、事前に、復興の目標、実施方針、事前に実施しておくべき事項などをとりまとめた計画のこと。

## 準基幹避難所

基幹避難所で避難者を受入れできない場合などに開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設で、災害の規模によっては、基幹避難所と同様に開設する。各地区において、災害に対応した準基幹避難所を、基幹避難所と関係しやすい場所に数箇所配置する。（神石高原町地域防災計画より。）

## 消防団

消防署とともに、火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

## 自立・分散型エネルギー

比較的小規模で、地域内に分散しているエネルギー源。再生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通により、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できる。

## 神石高原町空家解体撤去事業

地域の生活環境の保全を図るため、老朽化した空き家の解体撤去費用を補助する制度。

## 神石高原町がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費又は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助する制度。

## 神石高原町住宅耐震化促進支援事業

地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、良好な生活環境の形成と災害に強い町づくりを推進することを目的として、住宅の耐震性を向上させる改修等に要する費用の一部を補助する制度。

## 神石高原町木造住宅耐震診断事業

地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、住民が自ら行う一定の要件を満たす木造住宅（戸建住宅又は併用住宅）の耐震診断について、神石高原町木造住宅耐震診断資格者が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度。

## ■た行

---

### 大規模盛土造成地

谷や沢を埋めた盛土造成宅地のうち、盛土の面積が 3,000㎡以上のもの、又は傾斜地盤上に盛土した造成地のうち、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ盛土の高さが5 m以上のもの。

### 耐震シェルター

地震による家屋の倒壊からの安全性を確保するため、住宅内の一部を木材や鉄骨で強固にした箱形の空間（シェルター）のこと。

## タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有したうえで、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画。

## 多重型道路ネットワーク

大規模災害等により道路が寸断された場合でも、社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワーク。

## 多数の者が利用する建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第14条各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物。

## 地域コミュニティ

地域住民相互が関わり合い、交流が行われている地域社会。

## 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

## 地区防災計画制度

地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動等に関する制度。

地区防災計画とは、地区居住者等が、自分たちのまちに災害が起こることを想定し、日頃の準備や災害時の行動など自発的な防災活動に関する内容を記載して策定する計画で、市町村地域防災計画に同計画を規定することにより、市町村地域防災計画に基づく防災活動と、地区防災計画に基づく防災活動とが連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としている。

## 地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

## 通信インフラ

社会基盤として敷設、運用される通信回線や通信機器、施設などのこと。

## DMA T（災害派遣医療チーム）

災害の急性期（災害発生から概ね48時間以内）に活動できる機動性をもった、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員で構成される。

## DWA T（災害派遣福祉チーム）

大規模災害時に、長期避難生活者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所等に派遣され、要配慮者等に対して福祉支援を行うチーム。広島DWA Tは、県と協定を締結した広島DWA T構成団体に加入する施設又は事業所等（協力施設等）から推薦を受けて登録された専門職（生活相談員、介護職員、ケアマネジャー等）で構成される。

## デジタル化

生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用する社会を実現すること。

## 道路啓開

被災地との緊急輸送を確保するため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

## 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備をおこなうべき土地の区域。

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物等に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

## 土砂災害ポータルひろしま

広島県が運営するサイトで、県内の土砂災害警戒区域等、地域の危険度情報（気象情報や雨量、土砂災害危険度）等のほか、防災教育や地域の災害伝承に活用できる情報提供を行っている。

## ■な行

---

### 南海トラフ

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域。

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されている。

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定する制度を認定農業者制度といい、この認定を受けた農業者を認定農業者という。認定農業者に対し、国及び県等から、重点的な支援措置が講じられる。

### 農業用水利施設

農業用排水路、ダム、取水堰、用排水ポンプ場等、効率的に水利用するために作られた農業用施設。

## ■は行

---

### ハザードマップ

地域や都市の状況にあわせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載する。

### パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

### BCM (Business Continuity Management、事業継続マネジメント)

事業継続計画を継続的に運用していく活動や管理の仕組み。BCP（事業継続計画）策定や維持・更

新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行うための平常時からのマネジメント活動のこと。

### 非構造部材

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など構造体と区分された部材のこと。これに、設備機器や照明器具、窓ガラス等が含まれる場合もある。

### 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者のこと。本町においては、介護保険の要介護3以上の者、身体障害者（身体障害者手帳1級及び2級）、知的障害者（療育手帳④・A）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）、一人暮らし高齢者（75歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）、これら以外で町長が避難支援が必要であると認める場合、のいずれかに該当する者（居宅で生活する者に限る。）を避難行動要支援者としている。

### 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者についての情報が記載された名簿。災害時の避難誘導や支援、安否確認などに活用される。平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた。

### 避難支援プラン（個別計画）

災害が発生し又はそのおそれが高まった時に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者ごとに、誰が支援して、どこの避難所等にどのように避難させるかを事前に定める計画。令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

### 広島県自主防災アドバイザー

自主防災組織の結成及び活動に関し知識や技能を有する者として、広島県が「広島県自主防災アドバイザー」として登録した人。防災活動に関する支援を希望する自主防災組織等に紹介し、防災訓練における助言や研修での指導等を行うことで、地域の防災活動を支援している。

### ひろしま道路ナビ（道路防災情報システム）

広島県が管理している道路（国道、県道）の通行規制情報、冬期道路情報等を提供しているサイト。

### 福祉避難所

主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、基幹避難所、地域避難所又は集落避難所において避難生活が困難となった者など特別な配慮を要する者が、必要な間又は一時的に滞在する施設。各地区において、社会福祉施設の実情に応じて配置する。（神石高原町地域防災計画より。）

### 変動予測調査

既存の造成宅地について、大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認を行うための調査。

### 防災インフラ

河川やダム、砂防、治山施設等の大規模災害発生時に必要となる社会基盤のこと。

### 防災拠点

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の拠点となる施設。本町においては、町庁舎（本庁舎、各支所）を防災拠点として指定している。

## 防災士

自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。

## 防災情報メール

登録者に気象や雨量などの防災情報を分かりやすくメールで通知するもの。

## 防災マップ

地域住民が主体となって作成するマップ。ハザードマップなどの情報を参考にしながら、地域の実状に応じ、必要な防災情報（避難場所・経路、災害時に役立つもの、危険な場所）などを掲載する。

## ■ま行

---

### マイ・タイムライン

いつ起こるか分からない災害から自分や家族の命を守るための自らのタイムライン（防災行動計画）のこと。身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認し、整理することにより、自ら考え命を守る避難行動のための一助とする。

### まるごとまちごとハザードマップ

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である「まちなか」に、浸水深や避難行動に関する情報等、水防災に関わる情報を掲示する取組。

### 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動

「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民等が災害から命を守るために適切に行動することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって、災害時の被害をできる限り軽減する「減災」に取り組む運動。

### 木質バイオマス

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

## ■や行

---

### 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

## ■ら行

---

### リスクコミュニケーション

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

## 参考2 計画策定の経緯等

### 1 神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

#### 神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づく神石高原町国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定を円滑に行うため、神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域計画に関する事項について検討、提言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関等の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員会の運営等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、所掌事務が完了した日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この告示の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会 委員名簿

区分	所属等・役職	氏名	備考
学識経験者	山口大学大学院 准教授	瀧本 浩一	
町議会議員	神石高原町議会 副議長	寄定 秀幸	
各種団体の 代 表 者	神石高原町自治振興連絡協議会 会長	山本 喜久	委員長
	神石高原町消防団 団長	藤田 誠之	
	神石高原町民生委員児童委員協議会 会長	古森 祐治	
	神石高原町社会福祉協議会 会長	宮野 元壮	職務代理
関係行政機 関等の職員	福山北警察署油木交番 所長	福嶋 慎太郎	
	福山地区消防組合深安消防署安田出張所 所長	川上 桂士	
	神石高原町 副町長	瀬尾 浩康	

## 2 計画策定の経緯

年月日	内 容
令和6年5月30日 ・同年6月4日	神石高原町国土強靱化地域計画の改定に係る防災関連団体の意見聴取 【意見聴取した団体】 神石高原町自主防災組織連絡協議会 認定特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン 特定非営利活動法人 n i n a 神石高原
令和6年7月2日 ～同年7月19日	神石高原町国土強靱化地域計画第1回検討委員会資料に係る意見聴取 (令和6年6月28日開催予定の第1回検討委員会を大雨等による警報発令の可能性を鑑みて延期したことに伴う代替措置として実施した。) 【意見聴取事項】 (1) 計画の改定について (2) 現計画の検証について (3) 強靱化の目標とリスクシナリオの見直しについて
令和7年9月9日 ～同年9月27日	神石高原町国土強靱化地域計画第1回検討委員会資料に係る意見聴取 (令和6年8月30日開催予定の第1回検討委員会を台風10号の影響を鑑みて再度延期したことに伴う代替措置として実施した。) 【意見聴取事項】 (1) 計画の改定について (2) 現計画の検証について (3) 強靱化の目標と施策の方針(案)について
令和6年10月31日	令和6年度 神石高原町国土強靱化地域計画 第1回検討委員会 【協議事項】 (1) 計画の改定について (2) 現計画の検証について (3) 強靱化の目標と方針(案)について
令和7年1月10日	令和6年度 神石高原町国土強靱化地域計画 第2回検討委員会 【協議事項】 (1) 神石高原町国土強靱化地域計画(素案)について
令和7年1月31日 ～同年2月14日	第2期神石高原町国土強靱化地域計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施 【実施結果】 ・意見提出 なし
令和7年2月28日 ～同年3月12日	令和6年度 神石高原町国土強靱化地域計画 第3回検討委員会(書面会議) 【審議事項】 (1) 神石高原町国土強靱化地域計画の改定について